

愛知学院大学

教養部紀要

第70巻 第1・2合併号

論文

- 松井 真一：成人子のきょうだい構成と親からの育児支援……………（1）
- 菅原 研州：近世洞門の伝法作法の一考察
——附録『附法道場儀規並所辦用具』翻刻資料——……………（46）
- 中村 綾：西田維則の訳解について
——日本近世期における中国白話小説翻訳の様相——……………（26）

2023

愛知学院大学教養部

成人子のきょうだい構成と親からの育児支援

松 井 真 一

Abstract

本稿の目的は、成人子のきょうだい構成が親から育児支援を受ける際にどのような影響を及ぼすかについて明らかにすることである。親からの支援における理論仮説には資源理論を用い、親が成人子へ育児支援を行う際に、支援を受ける者の性別、出生順位、きょうだい人数のそれぞれが如何なる効果を持つのかについてマルチレベル二項ロジットモデルを用いて検証した。分析の結果、親からの育児支援は息子よりも娘が受け取りやすく、育児支援はきょうだいの間でも均一に提供されるものではないことが明らかとなった。

キーワード：きょうだい構成、育児支援、マルチレベル分析

1 はじめに

本稿の目的は、親から成人子へ提供される育児支援において成人子のきょうだい構成が如何なる影響を及ぼしているのかについて全国調査データを用いて明らかにすることである。

日本における子育て環境は依然として厳しい。国立社会保障・人口問題研究所による「第15回出生動向基本調査」(2015)によれば、理想子ども数から予定子ども数を引いた数は1980年代以降、常に予定子ども数が下回っており、理想の人数まで子どもを持つことができない状況が続いている¹⁾。また同調査による理想の子ども数を持たない理由の上位には、経済的理由(「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」)や、年齢・身体的理由(「高年齢で生むのはいやだから」)が挙げられている。さらに、前述の理由に続き上位を占めるのが育児負担(「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」)である。

上述の子どもを持たない理由は年齢によってもそれぞれ異なり、経済的理由がどの年齢層で

も上位の理由として挙げられるのに対して、年齢・身体的理由は高年齢層ほど支持される傾向にある。このようななかで、育児負担は年齢層にかかわらずどの年齢層にも支持されていることが特徴的である。そして育児負担がどの年齢層においても支持されるのは子育てにおける負担が家族に偏っていることから説明できるだろう。Esping-Andersen (1999 = 2000) は福祉国家の比較の中で日本を家族主義レジームと位置づけた。Esping-Andersen (1999 = 2000) によれば、日本や東アジア諸国、南欧諸国といった家族主義レジームに位置づけられる国々は福祉供給の大きな部分を家族に依存しており、ケア労働は家族の役割とされている。このような福祉供給構造のなかでは当然のことながら子育てにおいても親、特に母親の負担は諸外国に比べて大きく、年齢層にかかわらず子どもを持たない理由として心理的、肉体的理由が上位にくるのは肯首できる。

そしてケア労働の多くが家族によって担われるために、これまでケア労働の一端である子育ては親族、特に祖父母の関与が重視されてきた。例えば首都圏と愛知県で行われた乳幼児の世話ネットワークに関する調査によれば、首都圏及び愛知県ともに「親が外出するときの子どもの世話をしてくれる人」はいずれも親族を挙げる者が多く、そのなかでも祖父母を挙げた者は東京で約70%、愛知県で約80%と親族のなかでもひととき大きな割合を占める（松田 2010）。また北村（2008）によれば、祖父母が孫の子育てに関わる理由は、「孫がかわいいから」に続き「子どもや孫の生活をできる限り支えたいから」、「孫の親の子育てが大変そうだから」が上位に挙げられており、育児負担が家族に集中するなかで孫の親である自分の子どもたちの負担を少しでも減らしたいという祖父母の気持ちが行動に結びついていることを確認できる。

このように現代日本社会では、福祉供給に関わる構造的な特徴から子育てを祖父母に頼る部分が大きく、また親の負担が大きい故にそれを軽減させるために祖父母が子の育児を支援するといった様子が散見される。

2 子育て支援研究ときょうだい研究

祖父母から育児期にある成人子へ提供される育児支援は、公的な福祉供給が比較的少ない日本社会においてその不足分を補完する重要な役割を担っている。一方で、当該の育児支援を親子関係に代表されるような親密な二者関係を背景として提供される「資源」と考えた場合には、関係依存的であるが故に安定的な資源としては脆弱性を併せ持つ。社会的養護のもとで養育された者や親と良好な関係を築くことができなかつた者たちにおいて当該の資源の提供が期待できそうにないことは想像に難くない。またより一般的な問題として、資源はその有限性が

ら選択的に投資されたり、希釈される恐れがあることも指摘できる。既に社会階層研究では、親が子どもたちに振り分ける資金、時間、注意が子どもたちのきょうだいの存在によって如何に影響を受けるかということについて議論が行われてきた。荒牧・平沢（2016）は、きょうだい構成が教育達成に与える影響を、「資源希釈仮説」と「選択的投資仮説」の側面から検証し、教育達成においてきょうだい数が多いほど学歴達成が低いことや出生順位が学歴達成に影響を与えた時代があること、親が高学歴の場合に祖父母の学歴も統計的に有意な効果を持つことを明らかにした。この知見は、後のコーホートほどきょうだい数の負の影響は弱くなっているものの、きょうだいが多いほど教育達成は相対的に低くなる（藤原 2012）、きょうだいの数が多いほど高い学歴を得にくい（苫米地 2015）といった知見と整合的である。これらの議論からは親を資源の保有者として見なす際には、そもそも資源が分配されない可能性や提供される際にも1人あたりの分配が希釈される可能性があること、については親からの資源分配であってもきょうだい間で如何に分配されるのかについては慎重に検討されなければならないことを指摘できる。

そこで本稿では、今日の育児で重要な役割を果たしている祖父母による育児支援、そのなかでも身体的制限からその希少性が特に高い世話的な性格を伴った世話的育児支援の提供が成人子のきょうだい構成によって如何に異なるのかについて明らかにする。前述の資源理論における資源希釈仮説と選択的投資仮説の区別に従い整理すれば、きょうだい数の増大により世話的育児支援が減少している場合には資源希釈仮説が支持される。一方で特定の性別の子どもや出生順位により世話的育児支援の受け取りに違いが生じている場合には選択的投資仮説が支持されることになる。

3 データと方法

3.1 分析対象者

分析に用いる調査データは、日本家族社会学会全国家族調査委員会が実施した「家族についての全国調査（第4回全国家族調査，NFRJ18）」である。本調査は日本国内に居住する1946～1990年生まれの日本国民を対象に、2019年1月～4月に訪問留置法によって実施された。回収数は3,033、回収率は55.15%である。本稿は、親から成人子へ提供される世話的育児支援が成人子のきょうだい構成によってどのような違いがあるのかについて解明することを課題としているため、2018年末の時点で48歳以上72歳かつ5歳までの孫がいると回答した者を分析対象とする。使用する変数に欠損があるケースを除いた結果、本稿で扱うケースは876名である。

3.2 標本構造と分析モデル

NFRJ18では回答者本人の視点から、配偶者、父母、養父母（配偶者の父母）、3人までの子ども、3人までのきょうだいを含んだ家族・親族との二者関係（dyadic relation）が調べられている。このような形式の家族調査は「ダイアド集積型調査」と呼ばれ、各関係を個別の観察ケースと見なした分析が可能である（保田 2016）。このうち本稿では親子間のダイアドに注目し、調査回答者を第一世代「親」、第一世代に連なる3人までの子どもを第二世代「成人子」、さらに第二世代「成人子」の子どもを第三世代「孫」と位置づけて、入れ子状になった親-成人子データを観察されたそれぞれのケースとみなして解析に用いる（図1）。解析に用いる第一世代「親」と第二世代「成人子」の関係を含んだケースは、第一世代「親」が回答した1つの調査票から成人子の数に応じて最大3ケースまで観察されるため、最も簡便な方法は成人子単位で集計された876名分の観察ケースを最小二乗法を用いて解析することであるが、この方法には問題がある。今回用いる調査データは親にあたる者がその子に対しての関係を回答しているため、親に連なる3人までの子の抽出はケースとして完全に独立しているとは言えないからである。このようにデータの標本構造が入れ子状（多水準）になっているデータは最小二乗法を用いる際の前提となる標本間の独立性に反しているため、多水準を考慮したモデルを使用しなければ適切な推定ができない。したがって今回のような標本構造を持つデータに対しては、抽出された各ケースが同じ親を持つことがあり得ることを考慮した、マルチレベル分析モデルを利用しなければならない。上述の事柄を考慮し本稿では、世話的育児支援を従属変数と

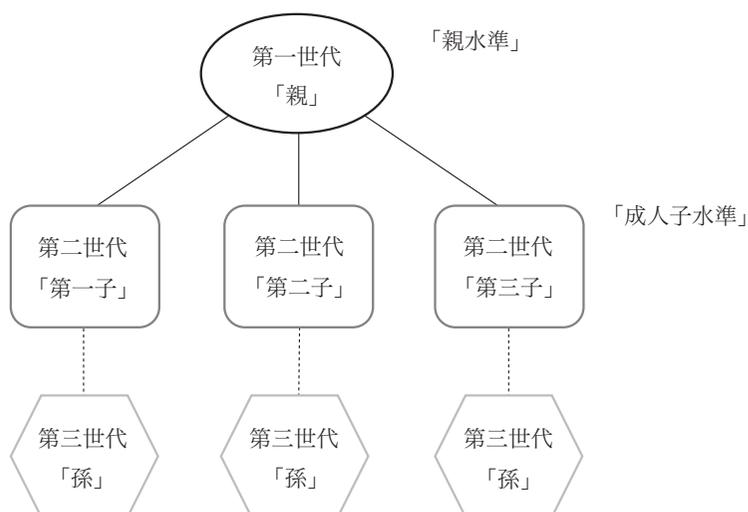


図1 入れ子状の親子データ

したマルチレベル二項ロジット分析を用いる。本モデルの採用により、それぞれの観察ケースごとの誤差（子ども水準の誤差）とは別に親が異なることによる誤差（親水準の誤差）を適切に推定できる。

3.3 変数

NFRJ18は回答者の年齢によって3種類の調査票が用いられている²⁾。このうち、中年者調査票（48–62歳対象）、高年者調査票（63–72歳対象）では、過去1年間に、看病や家事・育児などの手伝いがおこなわれたか否かについて尋ねている。本稿で従属変数となる世話的育児支援の有無は「この1年間に、この方の看病や家事・育児などの手伝いをしたことはありましたか」という問いに対する回答（「あった」、「なかった」）を用い、世話的育児支援を受けた経験がある者は360名（41.10%）であった。

独立変数は成人子水準と親水準の属性要因である。成人子水準に含まれるものは、年齢、女性ダミー（女性＝1）、長子ダミー（長子＝1）、学歴（中学校、高校・専門学校、短大・高専・専門・大学院卒）、就業状態（在学中、無職、週35時間未満、週35時間以上）、居住距離（同居・敷地内、30分–60分未満、1時間以上）、婚姻状況（有配偶、離死別、未婚）、子どもの有無（0–5歳、6–17歳、18歳以上）、世帯収入である。親水準に含まれるものは、母親ダミー（母親＝1）、親年齢、親就業状態（無職、有職）、子ども（きょうだい）人数、親の健康状態である。

本稿では成人子のきょうだい構成の違いによる親からの育児支援の違いに注目しているが、上述のうちきょうだい構成に関する変数は、被支援者の性別を示した「女性ダミー」、被支援者の出生順位を示した「長子ダミー」、被支援者のきょうだい人数を示した「子ども人数」である。

親の健康状態は「あなたのこの1年間の健康状態は、おおむね、いかがでしたか」という問いに対する回答から作成している。回答選択肢は「たいへん良好」、「まあ良好」、「どちらともいえない」、「やや悪い」、「たいへん悪い」から成り、本稿の分析では健康状態が良好であるほど高い数値となるように1～5までの数値を与えている。世帯収入は「収入はなかった」から「1400万円以上」までの間の12カテゴリーで尋ねられている。分析では「収入はなかった」を0万円、「1400万円以上」を1400万円として、その他のカテゴリーは各カテゴリーの中央値を与えている。分析に使用する変数の記述統計は表1のとおりである。

表1 成人子水準変数の記述統計

成人子水準	
年齢	37.6
女性ダミー	55.9
長子ダミー	51.3
学歴	
中学校卒	2.1
高校・専門学校卒	46.2
短大・高専・専門・大学院卒	51.7
就業状況	67.1
在学中・無職	17.7
週35時間未満	15.3
週35時間以上	67.0
居住距離	
同居・敷地内	14.4
30分～60分未満	48.5
1時間以上	37.1
世帯収入	458.4
婚姻状況	
有配偶	92.0
離死別	7.8
未婚	0.2
子どもの有無	
0-5歳	53.8
6-17歳	54.6
18歳以上	10.6

注：年齢，世帯収入は平均。その他の変数は比率を表す。

表2 親水準変数の記述統計

親水準	
母親ダミー	55.6
親年齢	65.2
就業状況	
有職	38.0
無職	61.9
子ども（きょうだい）人数	2.4
親の健康状態	2.4

注：親年齢，子ども（きょうだい）人数，親の健康状態は平均。その他の変数は比率を表す。

4 世話的育児支援におけるきょうだい効果の規定要因

4.1 きょうだい構成別の世話的育児支援

図2はきょうだい構成変数と世話的育児支援についてのクロス集計結果である。性別については、男性よりも女性において親からの世話的育児支援を受け取る者が多いことを確認できる。男女の被支援者比率では約30ポイントの違いが認められ、これは他のきょうだい構成変数の違いよりも大きい。次に出生順位では、出生順位が遅い者ほど支援を受け取る傾向がある。出生順位が遅い者ほど、他のきょうだいと比較して、子どもを持つことが遅くなると同時に子どもは低年齢であることが想定されるため、親からの世話的育児支援を受け取りやすくなるというのは妥当な結果であろう。最後にきょうだい人数では、きょうだいの人数が増えるほど支援を受け取りやすい傾向が見られるが、その違いは他のきょうだい構成変数と比べるとそれほど大きくない。以上の結果から、きょうだい構成変数と世話的育児支援の間には一定の関連が見られることが確認できた。しかし、本結果からは出生順位変数は順位そのものよりも本人年齢の影響を受けている可能性があること、きょうだい人数はその効果が他の変数と比べてはっきりとしないことも指摘できる。そして出生順位については、ここではその結果は省略するが、そもそも「きょうだいなし（本人のみ）」と答えた者の割合が調査対象者の約半数を占めることも併せて指摘しておきたい。一見すると出生順位が遅い者ほど支援を受けやすいように見えるが、実際にはきょうだいがいない者が多く含まれており、このことを考慮すれば出生順位については順位そのものよりも長子であるか否かの効果を慎重に検証する必要がある。

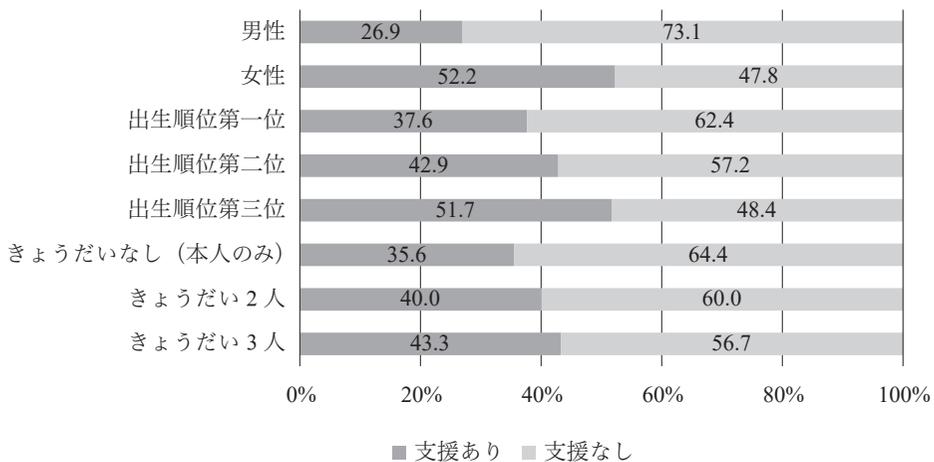


図2 きょうだい構成変数と世話的育児支援

4.2 世話的育児支援に関する多変量解析

表3は祖父母からの世話的育児支援の授受におけるきょうだい効果の多変量解析結果を示したものである。従属変数となる世話的育児支援は「支援なし」を参照カテゴリーとしているため、本結果は「支援あり」の確率について示している。

はじめに成人子水準の変数のみを投入したモデル1の結果を確認すると、年齢が高いほど支

表3 世話的育児支援に関するマルチレベル二項ロジット分析の推定結果

	Model 1		Model 2	
	β	exp (β)	β	exp (β)
固定効果				
切片	-6.6477		1.482	
(成人子水準)				
年齢	-.145	.865 **	-.287	.751 **
女性ダミー	3.486	32.646 ***	3.430	30.891 ***
長子ダミー	-.6132	.5416	-.078	.9245
学歴 (ref: 中学校卒)				
高校・専門学校卒	.496	1.641	.473	1.604
短大・高専・専門・大学院卒	.668	1.949	.639	1.894
就業状況 (ref: 在学中・無職)				
週35時間未満	1.847	6.342 *	1.689	5.416 *
週35時間以上	.473	1.604	.430	1.537
居住距離 (ref: 同居・敷地内)				
30分～60分未満	-1.945	.0143 **	-2.009	.1341 **
1時間以上	-4.393	.0124 ***	-4.467	.0114 ***
婚姻状況 (ref: 有配偶)				
離死別	.450	1.517	.338	1.401
未婚	-1.641	.197	-2.828	.590
子どもの有無				
0-5歳	2.519	12.4199 ***	2.355	10.541 ***
6-17歳	.556	1.743	.424	1.528
18歳以上	-1.649	.1926	-1.642	.1935
世帯収入	.002	1.002 *	.002	1.001
(親水準)				
母親ダミー			1.861	6.4301 ***
親年齢			.1469	1.1583
就業状況 (ref: 無職)				
有職			-.5585	.57203
子ども (きょうだい) 人数			.4161	1.5161
親の健康状態			-.2460	.7818
ランダム効果				
家族水準の誤差分散	17.96		16.78	
擬似 ICC	.845		.836	

注: n (本人水準) = 876, n (親水準) = 579

*** p<.001 ** p<.01 * p.05

援を受ける確率は減少する。また同様に居住距離が遠くなるほど顕著に支援を受ける確率が減少している。一方で、成人子の性別が女性（娘）であること、就業状況が週35時間未満の就業であること、0-5歳の子どもがいることは支援を受ける確率を増大させることが確認された。モデル1からは、本稿で注目した成人子の性別による育児支援の違いが認められたものの出生順位による違いは、長子ダミー変数が有意でないことから、違いが認められないことが示された。

次に成人子水準の変数に加え、親水準の変数を同時に投入したモデル2を確認すると、年齢が高いほど支援を受ける確率は減少し、居住距離も遠くなるほど支援を受ける確率が減少していることを確認できる。一方で、モデル1同様に、女性であること、就業状況が週35時間未満の就業であること、子どもの年齢が0-5歳に該当することは親からの支援を受ける確率を増大させている。親水準の変数からは、親が有職であること、親の健康状態が良くないことが世話的育児支援を減少させているように見えるが、これらの値はいずれも有意な値ではない。親水準で有意な値として確認できるのは、親が母親であることのみであり、母親は父親よりも子どもに対して世話的育児支援を行いやすいことを確認できる。

5 世話的育児支援の規定要因に関する考察

ここでは推定結果から有意性が確認された変数を中心に世話的育児支援の規定要因に関する考察を進める。はじめに成人子水準の変数について確認しよう。成人子水準において有意な効果を持つ変数はモデル1、モデル2ともに同様で、年齢、女性ダミー、就業状況、居住距離、子どもの有無である。

年齢についてはいずれのモデルでも年齢が高くなるほど親からの世話的育児支援を受ける確率を減少させていた。一般的に年齢が高くなるほど生活の安定性は高くなり、それに伴い親以外からの様々な支援を受ける機会が増大することを考慮すればこの結果は不思議なものではない。むしろここでは本人年齢が低い場合に親の支援が増大していることに注目したい。若年層における出産が経済的リスクを伴うことはよく知られているが、今回の分析では本人年齢とは別に世帯収入に関する変数を投入しているため年齢の効果と世帯収入の効果は区別して検証されている。そのうえで両者を見比べると年齢の値が有意であるのに対して世帯収入の値は有意でないため、親からの世話的育児支援が低収入によるものではなく年齢そのものに起因していることがわかる。今日の育児期の女性にとって親からの育児支援が有効なのは公的機関による支援では満たされない需要を満たすためであるが、本稿の結果は公的機関による支援の不足が経済的要因にとどまらないことを示唆している。

次に性別については、支援を受ける子どもが女性（娘）であることは被支援確率を増大させていた。これまでも中期親子関係における情緒的側面で母-娘関係が他の組み合わせよりも関係が良好であることが知られている（田中・島崎 2016）。それに加えて本研究では世話的育児支援の面でも子どもが女性の場合に支援を受けやすいことが示された。この結果の理由として様々な事柄が考えられるが、その1つに子どもは性別によって異なる心理的価値と役割を持つということが挙げられるだろう。守泉（2008）は、日本における子どもの性別選好を明らかにするなかで、理想・希望子ども数1人の場合、有子・無子の双方において妻は女兒を望む傾向があること、女兒を望む傾向にある者の子どもを持つ理由として「子どもがいると生活が楽しく豊かになるから」、「子どもは夫婦関係を安定させるから」、「子どもは老後の支えになるから」の選択率が高くなっていることを指摘している。今回の分析に老後の介護役割の見通しや関係の良好度は含んでいないものの、世話的育児支援提供の前提となる母娘間の良好な情緒的關係が娘に対する心理的価値の増大と介護への期待をもたらし、娘にとっては親からの世話的育児支援を受ける確率を増大させている可能性が考えられる。

就業状態は週35時間未満の場合、在学中・無職の場合よりも世話的育児支援を受けやすい。週35時間に該当する者は短時間労働者と考えられるが、そもそも子どもを抱えながらこのような就業状態で働く者は育児の必要性から短時間労働を選択していると考えられるため、他の状態よりも親からの世話的育児支援を受けやすい傾向にあることに矛盾はないだろう。

居住距離は同居・敷地内、30分～60分未満、1時間以上の順に支援を受ける確率が減少している。世話的育児支援は直接的に家事や育児を手伝うことであるため居住地が近いことでその確率が増大することは納得できるものである。とくに1時間以上の地域に居住している者は同居・敷地内居住の者と比べてオッズ比で0.1倍となっており、支援を受けにくい状況にあることが明確に示された。身体的関与を伴う親からの支援において居住距離が重要なことは本研究より10年前のデータを用いた西村・松井（2016）の研究でも示されており、この10年の間に変化が見られないことも確認された。

最後に親水準の変数では、祖父よりも祖母のほうが子どもへの支援を行いやすい傾向がある。既に成人子水準の変数の効果を検証するなかで、息子よりも娘のほうが親の支援を受けやすいことを指摘したが、親子関係では母子関係において特に支援傾向が高いことが確認された。

6 結論

本稿では、親から成人子へ提供される世話的育児支援がきょうだい構成によって如何に異な

るかについての検証を行った。検証の際には、親から提供される世話的育児支援を資源とみなし、きょうだい構成によって資源が希釈されるのか否か、または特定の子どもに選択的に資源が提供されるのかについてを検証課題とした。

検証の結果、きょうだい構成の効果は当該の成人子が女性（娘）である場合に認められ、子どもが娘であることは息子であることよりも被支援確率を増大させていた。この結果は性別による選択投資仮説を支持するものである。また本知見は、松井（2016）による第3回全国家族調査（NFRJ08）の分析結果とも整合的である³⁾。全国家族調査は調査票の構造を維持しながら原則10年ごとに実施されているが、NFRJ08とNFRJ18で得られたデータの分析結果が同様であることは、この10年間に世話的育児支援の傾向に変化がないことを示している。変化が見られない理由についての考察では、先に示した守泉（2008）の知見や田中・嶋崎（2016）による、親族関係の中心（Kin Keeper）は女性であること、女性が世代間の架け橋の位置を占める、という指摘が参考になるだろう。田中・嶋崎（2016）は、中年期の親子関係良好度は母-娘関係で高く、その関係は必ずしも互酬的な関係を前提としていないことを明らかにしたが、本稿で示された祖父母から娘への世話的育児支援の供与も世代を超えた親族関係形成の一端とみることができる。

一方で、出生順位によって世話的育児支援の供与に違いが見られなかったことから、選択的投資は出生順位ではなく性別によって生じていることが確認できた。クロス表集計では出生順位が遅いほど世話的育児支援の被支援確率が増大する傾向が見られたが、他の変数を統制した検証結果からはそのような傾向は確認できなかった。またきょうだい数によって世話的育児支援の被支援率に違いが見られなかったことから、資源希釈仮説も支持されない。したがって今日の成人子親子関係における世話的育児支援の供与については、出生順位による異なる扱いやきょうだいが多くなることによる関わりの減少はみられないことが明らかになった。

今日の子育てにおいて親からの支援が大きな役割を果たすことは様々な先行研究で指摘されてきた。そのような中で、今回の分析は親から成人子へ提供される世話的育児支援を被支援者本人のみならずそのきょうだいも考慮に入れながら検討したことに特色があった。そしてその結果からは、これまでの先行研究と整合的であること、さらに少なくともこの10年間において親からの世話的育児支援の提供傾向に変化がないことを明らかにした。また今回の分析で、主題としたきょうだい構成の効果ではないものの、居住距離によって支援の程度が大きく異なり、居住距離が遠いほど世話的支援を受けにくいことも明らかになった。今日の祖父母からの世話的育児支援が性別を除いてきょうだい構成の影響を受けないことは、長子相続や老親扶養規範を背景にした伝統的家族観に基づく資源分配とは異なる点で、一定程度きょうだいの取扱いの公平性を示すものである。しかし一方で居住距離といった現実的な問題が親からの世話的

育児支援の有無に大きな影響を与えていることも併せて示されており、育児において親に頼ることの限界も垣間見られた。1970年代に提言された「家族は福祉の含み資産」とは子が親を介護する高齢者介護福祉における言葉であったが、今日では子育てにおいて親が子どもの子育てを支援する意味でも通じるものがある。今回の分析では、同じきょうだいであっても家族を含み資産として利用できる者がいる一方でそれを期待できない者が存在することも明らかになった。今日の同居率の低下や核家族世帯、一人親世帯の増加を考慮すれば、親をはじめとした家族に福祉の供給を過度に期待することなく、家族の状況によらずに育児を実現できる環境が求められている。

最後に今後の課題について述べる。今回の分析では第4回全国家族調査で得られたデータのみを利用した。全国家族調査は10年ごとに実施されているため詳細にその変遷を把握するためには過去のデータを統合した分析が必要である。また今回の分析では義理親からの支援については検証がされていない。子どもから親への世代間援助に関する研究では、実親・義理親に対する援助は独立しておらず相互に関連していることが報告されている（田淵 2009）。この知見を世話的育児支援に援用するならば、実親からの支援と義理親からの支援も相互に関連し、一方の親からの支援が他方の親からの支援に影響している可能性もある。また今回の分析では測定尺度の問題から世話的育児支援は有り／無しの別で検証されているが、支援が有るか無いかだけではなく、支援の程度も考慮した分析の可能性も残されている。いずれの課題も親子間の支援関係を詳細に明らかにするためには重要な視点であり、今後さらなる検証が必要である。

注

- 1) 第15回出生動向基本調査によれば、理想子ども数は2.32人、予定子ども数は2.01人である。この値は第9回調査（1987年）の理想子ども数2.67人、予定子ども数2.23人を頂点として両者ともに漸減している。
- 2) 第4回全国家族調査は回答者の年齢に応じて、「若年者調査票」（2018年末時点で28-47歳）、「中年者調査票」（2018年末時点で48-62歳）、「高年者調査票」（2018年末時点で63-72歳）の3種類の調査票が用いられている。このうち中年者調査票、高年者調査票では回答者の子どもについて尋ねる設問のなかで、子どもの有無（回答者からみた孫の有無）と当該人物の年齢も尋ねている。したがって、子育て支援について扱う本稿では、中年者調査票と高年者調査票の回答者を対象としている。
- 3) 松井（2016）と異なるのは、NFRJ08では学歴が高いほど支援を受けやすい一方で、NFRJ18では週35時間未満の就業で支援を受けやすいことが示された点である。この違いは調査票の構造の違いからNFRJ18では当該変数のカテゴリーを細分化したことが原因と考えられる。NFRJ08では、学歴は大卒か否かのダミー変数、就業状況は有職か無職かのダミー変数として投入している。NFRJ18では調査票の段階で詳細な区分ができたこともあり、当時よりも細分化した変数を用いている。

【謝辞】

本研究で用いている NFRJ18 は日本家族社会学会・NFRJ18 研究会（研究代表：田淵六郎）が企画・実施した調査で、本研究では ver.2.0 データを利用しています。

文献

- 荒牧草平・平沢和司, 2016 「教育達成に対する家族構造の効果——「世代間伝達」と「世代内配分」に着目して」稲葉昭英・保田時男・田淵六郎・田中重人編『日本の家族1999-2009——全国家族調査 [NFRJ] による計量社会学』東京大学出版会, 93-112.
- 藤原翔, 2012, 「きょうだい構成と地位達成——キョウダイデータに対するマルチレベル分析による検討」『ソシオロジ』57: 41-57.
- 北村安樹子, 2008 「子育て世代のワーク・ライフ・バランスと“祖父母力”——祖父母による子育て支援の実態と祖父母の意識」『ライフデザインレポート2008年5-6月号』16-27.
- 国立社会保障・人口問題研究所, 2017, 『現代日本の結婚と出産：第15回出生動向基本調査』（2022年12月5日取得 https://www.ipss.go.jp/psdoukou/j/doukou15/NFS15_reportALL.pdf）
- 西村純子・松井真一, 2016, 「育児期の女性の就業とサポート関係」稲葉昭英・保田時男・田淵六郎・田中重人編『日本の家族1999-2009——全国家族調査 [NFRJ] による計量社会学』東京大学出版会, 163-185.
- 松田茂樹, 2010, 「子育てを支える社会資本」『揺らぐ子育て基盤——少子社会の現状と困難——』, 91-113.
- 松井真一, 2016, 「実親からの育児支援に対するきょうだい構成の効果」『社会学研究』99: 37-55.
- 守泉理恵, 2008, 「日本における子どもの性別選好：その推移と出生意欲との関連」『人口問題研究』64(1): 1-20.
- 田淵六郎, 2009, 「結婚した子と実親・義理の親とのつながり——子から見た親子関係」藤見純子・西野理子編『現代日本人の家族——NFRJ からみたその姿』有斐閣, 166-185.
- 田中慶子・嶋崎尚子, 2016, 「中期親子関係の良好度——発達の過程と相互援助」稲葉昭英・保田時男・田淵六郎・田中重人編『日本の家族1999-2009——全国家族調査 [NFRJ] による計量社会学』東京大学出版会, 219-233.
- 苦米地なつ帆, 2015, 「教育達成における性別間格差——家族環境ときょうだい構成が与える影響——」『社会学研究』東京大学出版会, 95: 101-123.
- 保田時男, 2016, 「補章 マルチレベル分析による家族研究」稲葉昭英・保田時男・田淵六郎・田中重人編『日本の家族1999-2009——全国家族調査 [NFRJ] による計量社会学』347-359.
- Esping-Andersen, G., 1999, *Social Foundations of Postindustrial Economies*. Oxford University Press. (渡辺雅男・渡辺景子訳, 『ポスト工業経済の社会的基礎——市場・福祉国家・家族の政治経済学』桜井書店.)

西田維則の訳解について

——日本近世期における中国白話小説
翻訳の様相——

中村 綾

キーワード：西田維則、中国白話小説、通俗もの、詩詞韻文箇所の翻

訳態度、白話語彙の挿入

はじめに

日本の近世期には中国語の学習ブームが起こり、その学習教材として『三国志演義』、『水滸伝』、『西遊記』などの多くの白話小説が読まれ、翻訳も手掛けられた。それらがやがて上田秋成や滝沢馬琴などの読本小説で翻案に利用されていたことは周知の通りである。

その近世期の白話流行の比較的早い時期に西田維則が手掛けた訳解と見なされるものには次のものが挙げられる。

・『通俗西遊記』初編（第一回から二十六回まで）
宝暦八（二七五八）年刊。口木山人訳、

・『通俗隋煬帝外史』

宝暦十（二七六〇）年刊。近江贅世子訳。

・『通俗赤繩奇縁』

宝暦十一（二七六一）年刊。近江贅世子訳。

・『通俗金翹伝』

宝暦十三（二七六三）年刊。

訳者は本書のどこにも名を表していないが、『享保以後大坂出版書籍目録』に西田維則とある。

・『画本西遊全伝』初編（第一回から二十九回まで）

文化三（二八〇六）年刊。

口木山人訳、吉田武然校

『通俗隋煬帝外史』『通俗赤繩奇縁』の翻訳者とされる近江贅世子については、中村幸彦氏が「訳者贅世子は諸資料を合わせる」と、西田維則。近江の人で京住。字子孝、称幸庵（又は幸安）、口木子とも号して、明和二年歿、享年未詳。」と述べている。口木子を二字にして「呆子」とし、子を山人にかえて「口木山人」

「呆山人」と号したことから『通俗西遊記』初編の訳者「口木山人」も贅世子のことか、と言及しつつも、この点については「これは今後の精査を待つこととする」としている。⁽¹⁾

近世期、『西遊記』は翻訳に重点を置いた『通俗西遊記』と挿入画に重点を置いた『画本西遊記』との両方が手掛けられ、それぞれが四、五回に渡って交互に刊行された。この両翻訳が交互に訳解が刊行された運びについては磯部彰氏に詳しい言及がある。⁽²⁾

また、『通俗西遊記』初編と『画本西遊全伝』初編は同じ「口木山人」の訳解と見なされているが、この両書を見比べると訳し方に違いが見られ、同一人物による翻訳と見すには疑問が生じる点が見受けられることは拙稿に指摘がある。⁽³⁾

本稿ではここに挙げた白話小説の翻訳（通俗もの）の訳解態度を比較することで、これらの訳解は同一人物の手によるものであるのかを検討してみたい。比較するのは詩詞韻文の訳解態度と白話語彙の挿入という両側面の技巧から行うこととする。

一 詩詞韻文の訳解態度

先に挙げた西田維則の訳解とされる通俗ものの中で、『通俗隋煬帝外史』は『新鐫全像通俗演義隋煬帝艷史』（以下『隋煬帝艷史』）の翻訳で隋の煬帝の生涯を小説化したもの、『通俗赤繩奇縁』は『醒世恒言』第三の「売油郎独占花魁」の翻訳である。

『通俗赤繩奇縁』は、宋末、金の来寇による社会の混乱を背景に、貧しい油売りの青年秦重が誠意を尽くした末に臨安の花街

きつての名妓王美（幸瑤琴）と結ばれる物語の訳解で、日本の近世期には非常に好まれ、『通俗赤繩奇縁』以外にも複数の翻訳が手掛けられた。⁽⁴⁾『通俗金翹伝』は『金雲翹伝』の訳解で、良家の娘である王翠翹が父の危難を救うために遊女に身を売り、復讐を遂げ、最後は許嫁の金重や家族と再会する物語を訳したものである。『通俗西遊記』は言うまでもなく『西遊記』の翻訳である。

講釈に起源を持つ中国の白話小説は、小説として刊行された書にも講釈師の語りのスタイルを踏襲した韻文調の情景描写や登場人物の身の上の描写などが随所に設けられている。上記『隋煬帝艷史』、「売油郎独占花魁」、「金雲翹伝」にも詩詞韻文による描写が各巻に散見される。しかし、日本近世期の翻訳ものでは、講釈師による語りのスタイルを排除し、小説調の地の文に改めるスタイルのものも少なくない。また、ストーリーの展開に支障を来さない翻訳者が判断した詩詞韻文箇所は翻訳されない、という方針が共通しているのであるが、『通俗隋煬帝外史』、『通俗赤繩奇縁』、『通俗金翹伝』では詩詞韻文箇所をどのように訳しているのか見てみたい。以下に例を挙げていく。⁽⁵⁾

① 『隋煬帝艷史』

只見一箇少年宮女、在那裏捲珠簾。見了文帝來、慌忙把鉤
兒放下、似垂柳般磕了一箇頭、走將起來、低了眼、斜倚著
錦屏風站住。文帝走近前、仔細一看、只見那宮女生得花容
月貌、百媚嬈嬌、真箇是

笑春風三呷花、驕白雪一團玉。

癡疑秋水為神、瘦認梨雲是骨。

碧月充作明瑯、輕煙剪成羅縠。

不須淡抹濃描、別是內家裝束。

文帝見了這箇宮女、不覺心窩裏亂蓬蓬癢將起來。忍不住問道、妳是幾時進宮的、怎麼再不見承應。那宮女見文帝問他、不敢不應、因答道、賤婢乃尉遲迴的孫女、：

『通俗隋煬帝外史』

文帝走リヨリテ看玉ヘバ。花ノ容月ノ貌アリテ。百眉千嬌ヲ具ヘケレバ。覺ヘズ心ヲ動カシ玉ヒ。你ハ誰が家ノ女子ナルヤト問玉ヘバ。妾ハ乃尉遲迴が孫女ナリト答フ。：

原拠である『隋煬帝艷史』に韻文調で描かれる美女の容姿は、通俗では省略され、文帝が女官を目に留めるとすぐに思わず声を掛け素性を尋ねる運びとなる。

② 「売油郎独占花魁」

王九媽賺了若干錢鈔、歡喜無限、美娘也留心要揀箇知心著意的、急切難得。

正是

易求無價寶、難得有情郎。

話分兩頭。卻說臨安城清波門裡、有箇開油店的朱十老、

三年前過繼一箇小廝、也是汴京逃難來的、姓秦名重。

『通俗赤繩奇縁』

王九媽ハ許多ノ金銀ヲ得。心中ニ歡喜限リナク。他ヲ愛スルコト。一件ノ寶貝ノ如ク。王美モ也心ヲ留テ過活ヲナシ。暗ニ身ヲ任スベキ客ヲ擇ミケレドモ。更ニ意ニ称フ者モナカリケル。コノ時臨安白青波門ノ遍ニ。一個ノ油店ヲ開ケル。朱十老ト云者アリ。三年前ニ。一個ノ小廝ヲ過經トナセリ。コノ小廝モ。也汴京ヨリ難ヲ逃レテ来リタル者ニテ。姓名ヲ秦重ト云。

ここでは原文にある「正是」以下の詩詞韻文が訳解『通俗赤繩奇縁』では略されている。

③ 『金雲翹伝』

詞曰

冷語怕黃昏、淒淒獨閉門、展轉愁無寐、酸辛淚有痕、單衾薄枕、誰共又誰溫。任他好事、好事消磨盡、只索挑燈倩影、廝伴香魂、君君、那個承思、笑從翡翠疏簾出、香在芙蓉小殿焚。

右調月兒高

話說翠翹對景懷人、師了一首情詩、要寄與金重、匆匆不得其便。捱了幾日、恰好王員外要領帶妻女並兒子到至親人家去上

壽、翠翹探知、托病不行。候父母弟妹出門之後、忙收拾下幾味佳肴、一壺美酒、先自到後花園來、要尋見金生。：

『通俗金翹伝』

コレヨリ幾日過テ後。一日王松合家ノコラス。親類ノ家ニ。筵席ニ出ケレバ。翠翹ハ病ニ托テ家ニノコリ。大家裏ヲ出ルヲ候テ。酒館ヲト、ノへ。後園ニ走リユキ。墻ノ上ヨリ金重ガ書齋ヲ眺望レバ。：

ここは第三回冒頭箇所であるが、原拠にある最初の韻文は通俗では省略され、「コレヨリ幾日過テ」から物語が始まり、王松が金重の書齋を眺めるところから話が始まる。

このように、『通俗隋煬帝外史』、『通俗赤繩奇縁』、『通俗金翹伝』ではどれも詩詞韻文箇所の翻訳は省略するという共通の傾向が見られた。尚、これらの通俗ものの解題には、「訳し方は、原本に多く見える詞、詩の類で省略したものは多い。」「詩詞はすべてを翻訳せず、適宜取捨選択してある」などと書かれるものもあるが、どの訳解も、省略されていない詩詞韻文は手紙の本文であったりするものばかりで、これらは省略すると物語の展開が分からなくなるため必要上残されたものである。翻訳者の詩詞韻文の訳解を省略するか否かの取捨選択には方針が見て取れるかと思われる。

先述のように、中国の白話小説は講釈に起源を持ち、講釈師の語りのスタイルがそのまま小説の本文に組み込まれ、情景描写などが詩詞韻文で語られたりするのであるが、日本でそれを訳す際には、詩詞韻文箇所を省略して小説体の文体に書き改める方針が『通俗三國志』、『通俗漢楚軍談』などから確立されていた。通俗もの（白話小説の訳解）の嚆矢とされるこれらの訳解で確立されたこの方針は、『通俗忠義水滸伝』など近世期に影響の大きかった訳解でも同様に取り入れられていたため、詩詞韻文の訳を省略するという翻訳態度は近世期の翻訳のスタイルとしては珍しくないものである。そのため、詩詞韻文の翻訳を施さないことが西田維則の特徴とすることはできないが、例えば『通俗赤繩奇縁』と同じく「売油郎独占花魁」の訳解である『通俗古今奇観』では詩詞韻文も訳されているため、韻文を訳すか否かは訳解者の方針であり、翻訳者を考察する際には一つの目安になるかと思われる。

以上、西田維則の手掛けた訳解と見なされる諸作品からは共通して詩詞韻文の訳解を省略し、小説調のスタイルの訳解となつていくことが確認された。

次節では白話語彙の挿入という観点からこれらの訳解を比較検討し考察を加えてみると、注5で述べたように『通俗西遊記』初編、『画本西遊記』初編には他の訳解作品とは異なる特徴が見受けられることを述べていく。

二 白話語彙の挿入

次に白話語彙の挿入という観点から西田維則が手掛けたとされる訳解を見てみたい。

『通俗隋煬帝外史』、『通俗赤繩奇縁』、『通俗金翹伝』には、次のように中国の白話小説の典拠には見られない白話語彙の挿入が散見される。

款待

① 『隋煬帝艷史』

煬素是个奸巨猾、見煬帝儀文隆重、情意綢繆、其中動靜早已參透几分、因自付道：

『通俗隋煬帝外史』

煬素ハ原来一个ノ老奸ナレバ。コノ款待（クハントイ）ノ厚キヲ看。已ニ煬帝ノ心中ヲ量リ知り。心ノ裏ニヲモヒケルハ。：

② 『売油郎独占花魁』

王九媽連連稱謝、是日備飯相待、盡醉而別。後來西湖上子弟們又有一掛枝兒、單說那劉四媽說詞一節、

劉四媽、你的嘴舌兒好不利害、便是女隨何、雌陸賈、不信有這大才。說着長、道着短、全沒些破敗、就是醉夢中、被你說得醒、就是總名的、被你說得呆。這個烈性的

西田維則の訳解について

姑姑、也被你說得他心地改。

再說王美娘自聽了劉四媽一席話兒、思之有理。：

『通俗赤繩奇縁』

王九媽ハ：劉四媽トトモニ楼ヲ下リ。酒食ヲ備テ款待（クハントイ）モテナシ。シ。厚ク札ヲ述テ回シケリ。王美娘ハ劉四媽カ說話ヲ聞シヨリ。深クソノ理ニ伏シ。：

①、②ともに白話小説原文には見られない「款待」という白話語彙が訳解に挿入され、『通俗赤繩奇縁』では「モテナシ」と意味を表すルビも付されている。

造化

① 『売油郎独占花魁』

愛你生得齊整、把做個親女兒相待。你長成之時、包你穿好喫好、一生受用。瑤琴聽說、方知被卜喬所騙、放聲大哭。

『通俗赤繩奇縁』

你ガ生得標致（ヒヤウチ キリヤウ）ナレバ。你ヲ親女兒トナシテ看顧（カンコセハニスル）スベシ。你ガ一生ノ造化（ザウクハ シアハセ）ヲ得サセント云ヘバ。瑤琴ソノ時方テト喬ニ瞞カレタルヲ知り。声ヲ放テ哭叫ブ。：

② 『金雲翹伝』

翠翹聽了嘆道、可憐可憐。生做萬人妻、死做無夫鬼。紅顏薄命、一至於此、我今該上前看那碑記是怎麼寫的。三人遂轉過一灣流水、半扇小橋、到了墓前、見那碑上青苔長滿、翠翹上前拂草細看。認出是校書劉淡仙墓。

『通俗金翹伝』

ソノ時翠翹ト息ヲツキ。アハレナルコトカナ。生テ八万人ノ妻トナリ。死シテハ夫ナシノ鬼トナル。カヤウノ造化低（フシアハセ）モアルコトカ。イザヤカシコニユキテ看ントテ。三人トモニ溪ノ上ナル小サキ橋ヲ渡リ。墓ノ前ニ立ヨリテ。石碑ノ上ナル苔ヲハラヒオトシテ看レハ。校書劉淡仙墓トアリ〜ト鑿スツケタリ。

③ 『金雲翹伝』

天下負吾。此去自落好處安身。也未可知願父母不必為我過慮。其母大哭道…

『通俗金翹伝』

モシ天ノアハレミアラバ。マタ造化（シアハセ）ノ日モアルベシ。必過慮アソシスヲナシ玉フナ。母親云。…

これらについても「歓待」同様、白話小説原文には見られない「造化」という白話語彙が挿入されており、②では「造化低」で

「フシアハセ」とルビが振られている。

商議

① 『隋煬帝艶史』

楊素徐以手挽住說道、殿下請起、何必如此、我非不為殿下設謀、但恐一動手、便成千古罪人、且謾謾再作計較、煬帝道、

『通俗隋煬帝外史』

楊素徐ニ挽住ヒキトメテ曰。我計ハカリナキニアラズ。但一タビ手ヲ動カサバ。千古ノ罪人トナランコトヲ恐ル。且謾ク商議（シヤウギ サウダン）ヲナスベシ。煬帝曰。…

② 『売油郎独占花魁』

本心不願嫁他、只把個嫁字兒哄他心熱、撒漫使錢。比及成交、却又推故不就。

『通俗赤繩奇縁』

本心ニハ他ガ家ニ嫁スルコトヲ願ハズ。只嫁ヲ要ムルヲ以テ他ヲ哄キ。他ハコレヲ眞トナシ。多ノ金銀ヲ費ヤシ。已ニ從良ノ商議（シヤウギ ダンコウ）ヲナス時ニ至リ。故ニ推テ終ニ成ラズ。

③『金雲翹伝』

原来這薄倖專一販賣人口。充作客人。討人家女兒婢妾。名色爲妻。帶到馬頭上。住落飯店。自然有人替他發賣。那黑臉鬍子。乃人肉行中經紀。替客媽來看人。議定財禮銀二百四十兩。二百到薄倖。四十到主人家與中人。

『通俗金翹伝』

原コノ薄倖ハ。專人口ヲ販賣ヒサキカルヲ生理スギハイトナシ。常ニ客人ノ打扮ヲナシ。四方ニユキテ人ノ女子妾ヲ討メ。偽ハリテ妻子ニウボウトナシ。馬頭上ニ逗留シ。ソノ夥計ナカマト商議(サウダン)ヲナセバ。自然ニ来リテコレヲ買者アリ。コノ黒漢クロキオトハ。乃チ夥計ナカマノ人肉經紀ニテ。客媽ト云ヘル者ノタメニ。来リテ翠翹ヲ看。薄倖ト商議(サウダン)ヲナシ。財禮銀二百四十兩ニ定メ二百兩ヲ薄倖ニ通シ。四十兩ヲ旅館ノ主人ト。黒漢ト二分チタルナリ。

①は原文では「計較」となっている箇所が『通俗隋煬帝外史』では「商議」と語が書き替えられている例である。②、③は翻訳にはオリジナルに「商議」という語が挿入されている。

標致

①「売油郎独占花魁」

九阿姐家有幾個粉頭、那一個赶得上你的脚跟来、：

西田維則の訳解について

『通俗赤繩奇縁』

今九阿姐ノ家ニ。幾個ノ粉頭アレドモ。那個ケレ力你ガ標致(ヒヤウチ キリヤウ)藝能ニヲヨブ者アラン。

②『金雲翹伝』

金生神為色奪。暗暗銷魂道。這相思索害也。又暗暗立誓道。我不得二女為妻。終身不娶。

『通俗金翹伝』

金重心ノ裏ニ思フヤウ。姐ト云ヒ妹ト云ヒ。聞シニマサル標致(キリヤウ)ナリ。我モシコモ二人ノ女ヲ妻トナサズンバ。一生老ニヨウボウ婆ハモツマジト。ヒソカニ心ニ誓ヲタテ。：

①、②ともに訳解文に「標致（ヒヤウチ キリヤウ）」という語がオリジナルに挿入されている。

看顧

①『金雲翹伝』第十回

你若要跟我做生意、我另眼看待你、你若不顧跟我。我却一个出得錢的主兒。

『通俗金翹伝』第十回

你モシ我ニ跟ヒテ生意スギヒヲナサントオモハ。我意ヲツケテ
看顧カンコ(セハ) ヲナスベシ。モシ我ニ跟フコトヲ願ハズン
バ。又別家ニ賣アタクベシ。

② 「売油郎独占花魁」

愛你生得齊整、把做個親女兒相待。你長成之時、包你穿好
喫好、一生受用。瑤琴聽説、方知被ト喬所騙、放聲大哭。

『通俗赤繩奇縁』

你ガ生得標致ウツシキ(ヒヤウチ キリヤウ) ナレバ。你ヲ親女
兒トナシテ看顧(カンコ) セハニスル) スベシ。你ガ一生
ノ造化(ザウクハ) シアハセ) ヲ得サセント云ヘバ。瑤琴
ソノ時方ハジメテト喬ニ瞞カレタルヲ知り。声ヲ放テ哭叫ブ。
：

①の訳解文に見られる「看顧(セハ)」に当たるのは原文では「看待」である。また、②の訳解文に見られる「看顧(カンコセハニスル)」に当たる原文の語は「相待」である。これらは原文と語を替えて「看顧」という白話語彙を訳解文で使用している例である。また、①の例では、先に例に挙げた「標致(ヒヤウチキリヤウ)」という語も挿入されている。

これらの例から『通俗隋煬帝外史』、『通俗赤繩奇縁』、『通俗金

翹伝』には「款待」「造化」などの白話語彙が原文の該当箇所には見られないところで使用されていることが判る。

原文にはない白話語彙を挿入して使用する手法は、同時期である宝暦七(一七五七)年に初編が刊行された『通俗忠義水滸伝』にも見られるものである。『通俗忠義水滸伝』の訳解では「生意(あきなひ)」、「房間(へや)」など『水滸伝』原文には使用されることのない新しい時代の白話語彙を挿入して使用していること、「商議」、「款待」などは原文の語を差し替えたり挿入したりして頻繁に使用されていることなどをかかって拙稿で指摘した。⁸⁾ また、これらは当時の中国語辞書であった唐話辞書の類に記載が見られるもので、このことから『通俗忠義水滸伝』の訳解には元唐通事であった岡島冠山の関与が推察されること、ここには当時日本で流行していた中国語学習(唐話学習)の気運に銜学性を示すねらいがあったものであることも同稿で言及した。そして『通俗忠義水滸伝』では「造化」、「標致」などの語も原文にはない箇所を訳解文が好んで使用されている。

西田維則の手掛けた訳解と見なされている『通俗隋煬帝外史』、『通俗赤繩奇縁』、『通俗金翹伝』は、元となった中国側の白話小説が『水滸伝』よりも新しい時代のものであることもあり、原文に「生意」、「房間」などの語が使用されているという違いはあるが、『通俗忠義水滸伝』と『通俗隋煬帝外史』、『通俗赤繩奇縁』、『通俗金翹伝』との間に多くの共通する白話語彙の挿入という技巧が見られることは興味深い。

一方で『通俗西遊記』初編、『画本西遊全伝』初編にはこのような傾向は見受けられない。次のように原文に「造化」の語が使用されていて通俗や画本になると訳解に反映されていない例も見られる。

『西遊記』（『西遊證道書』）

只見正當中有一石碣、碣上鐫着花果山福地水簾洞洞天。石猴喜不自勝、復瞑目蹲身、跳出水外、打了兩箇呵呵道、大造化、大造化。衆猴圍住問道、裏而怎樣、水有多深、石猴道、沒水沒水、原来是一座鐵板橋、橋那邊是一座天造地設的家當。衆猴道、怎見得是個家當。石猴笑道、這股水乃是橋下沖貫石竅倒掛下來、遮閉門戶的。橋邊有花有樹、是一座石房、房内有石鍋、石竈、石碗、石牀凳。中間一塊石碣、鐫着花果山水簾洞、真個是我們安身之處。我們都進去住也。

『通俗西遊記』

正當中ニ一ツノ石碣アリテ。花果山福地水簾洞洞天ト十字ヲ鐫ツケタリ。石猴看オハリテ。又瀑布ノ外ニ跳リ出。衆ノ猴ニムカヒテ。具ニコレヲ語り。真ニコレハ我等ガ安身ノ處ナリ。彼コニ在テ住居セバマタヨカラズヤト云ヘバ。：

『画本西遊全伝』

其傍に石碣あり。華果山福地水簾洞洞天といふ十字を鐫つけた

り。橋を渡りて行ば数歩朗らかにして人家の住居に同じ。石猴見終りて再び瀑布の外に跳り出。群猴にむかいしかくゝのさまを物語り、是の我輩安居のすべき究竟の處なり。（我にしたかひ瀑布の中へ来れやとて…）

日本の近世期の訳解文には、原文にはない白話語彙の挿入を施す技法が一定の通俗ものに見られる。それらの中には、当時の最新の小説の知識であったものも少なくないことから、そこには訳解者の術学性を誇示する意図が反映されているように見受けられることは先述の通りである。宝暦期は白話小説の訳解に当たることのできる人物は限られていたと思われ、その中で西田維則が手掛けたとされる『通俗隋煬帝外史』、『通俗赤繩奇縁』、『通俗金翹伝』には同時期の翻訳である『通俗忠義水滸伝』と共通する白話語彙の挿入という技法が見られることは留意すべき事柄であると思われる。

一方で近世期の訳解の中には、翻訳者によっては原文にはない白話語彙を訳解に挿入する技巧を用いないものもある。本節では『通俗西遊記』初編、『画本西遊記』初編には白話語彙の挿入という技巧が取り立てて見受けられないことを述べた。

これらのことを併せ考えると『通俗西遊記』初編、『通俗隋煬帝外史』、『通俗赤繩奇縁』、『通俗金翹伝』、『画本西遊記』初編はいずれも西田維則の手掛けた訳解であると先行研究では考えられているが、その特徴を整理すると『通俗隋煬帝外史』、『通俗赤繩

奇縁』、『通俗金翹伝』には見られた白話語彙の挿入が『通俗西遊記』初編、『画本西遊記』初編には見られなかった。

『通俗西遊記』初編、『画本西遊記』初編については拙稿に考察があり、この両書はどちらも西田維則の訳解と考えられているが、見比べると異なつた解釈や人名の記述などが見られることから同一人物の施した訳解と考えるには疑問が生じることを指摘している。また、『通俗西遊記』の解題で初編の翻訳者を西田維則と考えることについて中村幸彦氏は「これは今後の精査を待つこととする」と述べ、慎重な姿勢を示されている。

これらの点と本節で指摘した『通俗西遊記』初編、『通俗隋煬帝外史』、『通俗赤繩奇縁』、『通俗金翹伝』、『画本西遊全伝』初編に見られる特徴からは、『通俗西遊記』初編と『画本西遊全伝』初編は他の三点の訳解と同じ人物が手掛けた訳解であるのかを再検討する余地が生じるように思われる。

おわりに

本稿では中国白話小説の特徴である詩詞韻文調による描写の翻訳態度と訳解文に原文にはない白話語彙を挿入するという訳解態度の二つの側面から、西田維則の翻訳と考えられている作品について訳解者を考察した。

その結果、『通俗西遊記』初編と『画本西遊全伝』は他の訳解作品に見られる白話語彙の挿入という特徴が見受けられないことを指摘した。かつて拙稿で考察したことと併せて考察すると、近

世期の『西遊記』の訳解ものを手掛けた人物には不明な点が残され、再検討の余地があると考えられる。

また西田維則の訳解とされる作品の中で『通俗隋煬帝外史』、『通俗赤繩奇縁』、『通俗金翹伝』には共通する白話語彙を挿入するという訳解態度が見られた。また、これは岡島冠山が大きく関与したと考えられる『通俗忠義水滸伝』と共通する訳解の手法である。

宝暦期という白話小説の訳解の歴史の中ではまだ着手されたばかりのこの時期の訳解にタイムリーな白話語彙を挿入して使用する態度が見受けられることは、この時期に白話小説の訳解に携わった人物を考える上でも手がかりになるであろう。

西田維則は和刻本「小説三言」に訓点を施した岡白駒と交流があった人物と目されている。そして岡白駒は岡島冠山と関与が著手され始めたこの時期に、白話を訳する能力のあった限られた人物たちの訳解の軌跡や交流には不明な点も多く残されており、本稿で指摘したことを手掛かりとして、今後も考察を進めていきたい。

注

(1) 中村幸彦氏『近世白話小説翻訳集』第一巻解題(『通俗隋煬帝外史』の項)(汲古書院、一九八四年)。

- (2) 磯部彰氏『西遊記』受容史の研究（多賀出版、一九九五年）、同氏『旅行く孫悟空 東アジアの西遊記』（塙書房、二〇一一年）。
- (3) 拙稿『通俗西遊記』初編と『画本西遊全伝』初編―両書の依拠テキストをめぐって―（『和漢語文研究』第十九号、二〇一一年十一月）。
- (4) 『通俗繡像新裁綺史』（寛政十一（一七九九）年写）、『通俗古今奇観』（文化十一（二八一四）年刊）。
- (5) 『通俗西遊記』初編、『画本西遊記』初編の詩詞韻文も翻訳では省略される同じ傾向が見られるが、第二節ではこの『西遊記』の翻訳二種は西田維則の翻訳と考えるには疑問点も生じることを述べるため、ここでは詩詞韻文の翻訳態度を示すことは略することとする。
- (6) 注(1)に同じ。
- (7) 日野龍夫氏『近世白話小説翻訳集』第二巻解題（『通俗金翹伝』の項）（汲古書院、一九八四年）。
- (8) 拙著『日本近世 白話小説受容の研究』第一部第二章（汲古書院、二〇一一年）。
- (9) 注(3)に同じ。

本稿では引用に際しては字体はなるべく原本に忠実な字を使用した。ただし、略字は正体字に改めてある。

近世洞門の伝法作法の一考察

— 附録『附法道場儀規並所辨用具』

翻刻資料 —

菅原 研州

キーワード：近世仏教 曹洞宗 伝法作法

一、はじめに

本論は、近世洞門内において相伝されていた室内での伝法作法書『附法道場儀規並所辨用具』（以下、本書全体は「当作法書」と略記）について研究するものである。本書は、近世の洞門で元禄年間に議論された「宗統復古運動」の影響を受けて定められたものだと思われる、近代以降に明らかに主流となった『仏祖正伝菩薩戒作法』・『伝法室内式』⁽¹⁾を中心とした相伝作法⁽²⁾と異なる点も見られるため、その詳細を検討・報告するものである。

二、『附法道場儀規並所辨用具』解題

今回、検討する『附法道場儀規並所辨用具』について、解題は以下の通りである。

一、部数 一部

一、料紙 雲母引紙

一、大きさ 縦22cm×横9・1cm

一、装丁 折本

一、題目 外題 附法道場儀規並所辨用具

内容 附法道場儀規並所辨用具

教授文 正授戒文

三國傳燈歴代佛祖

傳法室内式

一、折数 本文三三折

一、行字数 毎葉五行毎行一三字

『傳法室内式』は各行一八〜二四字程度

一、書写年 享保十六年辛亥正月吉祥日（附法道場儀規並所辨用具奥書）

具奥書）

一、筆記者 大圓辨珠謹拜書（附法道場儀規並所辨用具奥書）

見住幸秀傳東謹拜書寫（華押）（本書奥書）

一、所蔵者 旧蔵・三河幸秀寺傳東

現在・菅原研州

本書は近世曹洞宗の三河地方の寒巖派で行われた伝法の作法書であり、伝承としては三河幸秀寺（現在の愛知県北設楽郡設楽町に所在）の住持であった傳東が書写し保持していた写本である。

上掲の通り、本書に含まれる『教授文』のみ、三河妙巖寺（現在の愛知県豊川市豊川町に所在、いわゆる豊川稲荷）二〇世・大圓辨珠（傳東の本師・全潮の本師であり、傳東からは師翁に当たる）の書写を示す奥書が見られる。しかし、全体の筆致が首尾一貫しているため、幸秀寺傳東による書写の作法書の中に、大圓書写に由来する『教授文』が入っていると理解すべきであろう。

また、本書の料紙は「雲母引紙」だが、墨の乗りが悪く、文字が掠れてしまっている箇所も多く、かつての所蔵者によって、何度か文字が上書きされた部分もある。折本を開閉する度に字が消えるほどであったため、スキャナーを用いて内容の全てを画像化し、当研究を進めた。また、原典に従った翻刻資料を本論末尾に附録したため、参照されたい。

以下には、収録される各文を紹介する。

① 『附法道場儀規並所辨用具』

永平道元（一一〇〇～一一五三）将来の『仏祖正伝菩薩戒作法』⁽³⁾に相当する作法だが、『附法道場儀規』と名称が改められている通り、伝法儀規に相当する作法が挿入されている。本来の『仏祖正伝菩薩戒作法』は、仏祖正伝菩薩戒（三帰・三聚浄戒・十重禁戒）と『血脈』の伝授が行われるが、『附法道場儀規』では禅門十六條戒（三帰・三聚浄戒・十重禁戒）と『血脈』の伝授

までは同じだが、更に『大事』『法衣（伝衣）』『嗣書』が伝授物に加えられている。

② 『教授文』

『仏祖正伝菩薩戒教授戒文』⁽⁴⁾と同系統の写本である。なお、名称として、『教授文』⁽⁵⁾は瑩山紹瑾（一二六四～一三二五）に掛かる写本が知られ、その場合は瑩山によって和文化化されているけれども、本書は漢文のままであるため、その関係性を考察する必要がある。

③ 『正授戒文』

『仏祖正伝菩薩戒作法』において戒師から受者に対する戒法授受の儀規のみを抜き書きしたものである。そのため、『附法道場儀規』に戒法授受の詳細は示されない。

④ 『三國傳燈歴代佛祖』

過去七仏・西天二八祖・東土二三祖と続き、日本では永平道元―寒巖義尹と附属され、特に東海地域の寒巖派の拠点たる遠江普濟寺及び三河妙巖寺の歴任を列挙し、歴代の仏祖を示したものである。

⑤ 『傳法室内式』

現行、伝法式で用いられる作法と、表記の一部でわずかな相違があるものの、大概としては同一のものである。

三、① 『附法道場儀規並所辨用具』について

まず、当儀規について、全体は永平道元将来『仏祖正伝菩薩戒

作法』を下地に構築されたことは明らかだが、以下の点で独自性が見られる。

①当儀規には「並所辨用具」の語が付随するが、伝戒のみならず伝法作法も兼ねるため、特に師資間に伝授される法物が増加し、所辨する用具の増加に繋がっている。

②随喜するのは戒師（本師）・受者（弟子）・侍者の三名のみで、教授師はいない。

③教授道場は設置されない。『教授戒文』読誦は伝戒作法中に組み入れられ、戒師が行う。

④「正授戒文」は含まれない。前項の通り、別項として組み入れられている。

⑤戒の名称は、「禪門十六條戒」とし、本来の「仏祖正伝菩薩戒」を用いない。

⑥『血脈』の位置付けを「禪門戒戒牒」としている。

⑦「禪門戒」と「血脈」を授け『梵網經』巻下「衆生受仏戒」偈を唱えた後で、『大事』「伝衣」「嗣書」を授ける。伝授の際に喝する文は本書末尾に収録されている。

⑧末尾に戒師・侍者への謝拜に加えて、謝金についての言及が見られる。

大枠としては、以上の通りである。

さて、まず本書の特徴として、道場の位置付けを挙げることが出来る。本書では、道場正中の戒師の坐処を「戒壇」と明記している。この道場の正中を「戒壇」とする理由だが、当作法でも伝

戒が行われ、それが式の過半を占める重大事のため、中央の蓮華台のみ「戒壇」として扱ったと推定出来る。また、道場内部を他の人に見られなくするために、必ず覆いを付けることを求めている。覆いについて、古来は袈裟であったが、当代は紅幔を用いべきであり、用意がなければ打敷などを使うべきだという。

随喜するのが、受者以外として、戒師・侍者のみの場合があることは、既に拙論で論じた通り⁽⁶⁾、中世以降の伝戒作法で議論された可能性がある。その上で、本書は教授師を容れない作法を選んでいたといえる。関連して、教授師がいないため、別立ての教授道場の設置もされず、伝戒に入る直前、弟子が本師を礼拝し、それを前に本師が伝灯歴代仏祖を詠唱し終わると、直ちに『教授戒文』読誦に入るのである。

「正授戒」について、「師取戒本正授戒所謂三歸三聚十重禁戒也」は名禪門十六條戒也」とあり、戒師は「戒本」を取り、その内容に基づき、行うようになっていく。一般的な『仏祖正伝菩薩戒作法』の写本等では、この部分は作法全体に混入されているが、当作法では戒文の部分のみ、後述されているように、別個にしていたことになる。

『血脈』を「禪門戒戒牒」だと位置付けているが、理由や経緯は不明。本書の特徴ではある。

各種伝授物を授ける順番について、まず『仏祖正伝菩薩戒作法』では「仏祖正伝菩薩戒」を授けた後、『梵網經』の「衆生受仏戒」偈を唱え、そして最後に『血脈』を授ける。しかし、当作

法では他の伝授物もあるためか、まず「禪門戒」を受けた後で、授文を喝して『血脈』を受けた後で「衆生受仏戒」偈を唱える。

その後、各伝授物の授文を喝しながら、『大事』『伝衣』『嗣書』を授ける。各授文の特徴としては、まず『血脈』については、「佛戒者宗門之一大事因縁也」や「靈山少林曹溪洞山天童」による嫡嫡相承という『授覚心戒脈』の下段文とほぼ共通する内容が見られるが、本書の場合「天童」以下、「永平寒巖華藏東海和尚」が加えられている。『授覚心戒脈』の下段文は「靈山」から「天童」までであり、これは師資の伝法が行われた現場の「場所」を示すが、「永平」以下は寺院名や道号（或いはそれに準じた呼称）をもって示し、寒巖派に於ける相承を示す。

『大事』は授文からも、特記すべき情報が得られない。

『伝衣』は、九条衣（袈裟）を授けており、また、「衣以表信今傳于汝」としており、伝灯の表信としての機能としている。

『嗣書』は授文で、「今契證心故傳法印」としている通り、受者が「證心に契」ったことをもって、「法印を傳」える証として授けていることが分かる。

受者からの謝金についてだが、当時は授戒会などでも受者からの謝金が発生しているため、それが伝戒などでも行われたと推測しておくが、詳細は今後の研究を俟ちたい。

それから、当作法の末尾には、伝授された日付を挙げているが、それは後に詳述する。

四、②『教授文』について

本書について、初期曹洞宗教団以来受け継がれている『仏祖正伝菩薩戒教授戒文』の一写本の系統であることは疑いないが、内容から以下のような問題点を導くことが出来る。

- ①「嗣法超越於三際」の通り、「嗣法」と表記されている一方で、右に「重受ニハ受戒ト云ベシ」とあって、「受戒」という言い方も指摘されている。
- ②「十重禁戒」の「第二不偷盜」と「第三不貪姪」について、解説している文言が、他の一般的な写本と入れ替わっている。
- ③同じく「第五不飲酒」となっており、一般的な「第五不酤酒」と相違する一方で、出家と在家とで用い方を違えている。

まず、冒頭の「嗣法超越於三際」について、両祖に遡る古写本の場合には本書同様に「嗣法」である。一方で、近世の主たる禅戒研究文献は、「受戒超越於三際」となっており、曹洞宗務院『洞上室内儀軌』でも「受戒」が踏襲されている。だが、本書は「嗣法」とし、更に「重受ニハ受戒ト云ベシ」と傍注してあり、使い分けを示している。

ここから、当時の段階でおそらく、二系統の言い方があることが認識され、更に、寺院相続に因む重受の作法に対応させつつ、両者を会通させたといえよう。よって、当作法書は制度として定められた「重受」に対応する改編が行われた可能性が見られるが、詳細は後述したい。

また、十重禁戒の解説文が「第二不偷盜」「第三不貪婬」で入れ替わっている。関連する見解として、指月慧印『禪戒篇』では、本書と同じ並びとなっている。⁽⁸⁾更に、その法嗣である瞎道本光が『宗伝戒文試参請』で「三輪清浄等へ一本、之れ第三に属し、心鏡^{原文マ}等を以て、以下に所属す⁽⁹⁾」とし、やはり解説文が入れ替わっている写本の存在を指摘している。ただし、他の一般的な『教授戒文』の写本や、経豪『梵網経略抄』からすれば、本書及び本書が参照したであろう系統の写本に誤写が混在した可能性を疑うべきであろう。

「不飲酒」と「不酤酒」の問題だが、当作法書で出家者へは「不飲酒」を求めており、「不酤酒」は「在家ニハ不酤酒伝ベシ」という傍注の通り、在家者向けと使い分けをしている。一方で、出家・在家という区分で注意される第三の「不貪婬」「不邪淫」については、「不貪婬」とのみ指示しており、各条文への態度の違いが注目されるが、更なる写本の検討などを踏まえてでなければ、結論には至らないと思われる。

以上のことから、瞎道所持の『教授文』と名称や内容の部分的な一致を指摘可能だが、現段階でこれ以上の見解を出すことは難しい。

五、③「正授戒文」について

戒文の名称が「仏祖正伝菩薩戒」ではなく「禪門十六條戒」となっている他、授けている内容に大きな相違点は無いが、『梵網

経』に由来するべき「第五不酤酒戒」が、「第五不飲酒戒」となっている。ただし、前掲の③『教授文』と整合性は取れており、前者を在家者向け、後者を出家者向けとしているのが特殊ではあるが、他に大きな特徴は無い。

また、当写本では、作法書全体に組み込まれてしまったが、本来、この部分のみは別個の一冊として書写されていたものだろう。その方が、戒会の戒師などで用いやすい一面が存する。

そして、「正授戒文」の奥書には「時享保十六年辛亥正月吉祥日於圓福室中 傳寫直心達和尚直筆之戒本畢 大圓辨珠謹拜書」とある。「圓福」とは、妙嚴寺の山号であることから、妙嚴寺二〇世・大圓辨珠が、同寺七世・直心禅達の直筆戒本から書写したものであることが知られる。そして、その部分を更に再写し、当写本に組み込んだと推定できよう。

六、④「三國傳燈歷代佛祖」について

近世洞門の「室内三物」における伝灯歴代仏祖の呼称は、特に大本山永平寺所蔵の永平道元将来と伝わる『嗣書』の記述法の影響の有無を、一つの区分として考えるべきである。道元『嗣書』は、享保年間後に学僧達はその書式などを伝え、関連した室内参究の文献が編輯・参照されるなどして、宗派内に拡散した。しかし、当作法書の場合は、その影響は無いと判断できる。

つまり、第十二祖が「南無馬鳴大和尚」であり、道元『嗣書』影響下の「阿那菩提」ではなく、第二十四祖も「南無獅子大和

尚」であり、同じく「獅子菩提」ではない。

このことから、以前より道元『嗣書』の祖師名と同様の記載が知られていた華藏義曇『嗣書』の位置付け⁽¹⁰⁾について、再考が必要になったといえる。つまり、当作法書は華藏自身が法系に入った、後代の寒巖派の室内作法書であるにも関わらず、華藏『嗣書』の影響が無く、むしろ古式（例えば、道元『正法眼蔵』「仏祖」巻などに近い）の表記となっている。

もちろん、東海地方の寒巖派の室内において、普濟寺系と妙巖寺系（妙巖寺は、華藏の法嗣・東海義易を開山とする）とで分かっていた可能性も残るけれども、現段階では結論を出すことは困難である。

七、⑤『傳法室内式』について

本書は、特に「三物」の内、『嗣書』『大事』、その他の室内伝授物を相承するための作法として位置付けられている。特に、近代以降は『洞上室内儀軌』への編入などもあって、デファクトスタンダードになっている。

そこで、当作法書にあっては、①『附法道場儀規並所辨用具』と、機能的に重複する部分があり、実際に使用されたかどうかは不明である。ただし、伝法・伝戒作法の実施は、①の末尾に実施日が書かれていることに鑑み、①で行われたものと思われる。

そして、当作法書の様子からは、本書のみ一行当たりの字数が異なり、また、返り点や送り仮名も赤字で付されるなど、他の箇

所と相違するため、傳東自身が追加した可能性も指摘したい。無論、管見の限り、近世以降の伝法作法書は『仏祖正伝菩薩戒作法』『教授戒文』『伝法室内式』の三本を合わせて書写される場合が多いため、不使用であったにせよ、『伝法室内式』も書写に加えたことは、決して不自然ではないと思われる。

八、三河幸秀寺傳東への伝法作法等の実施時期について

『附法道場儀規並所辨用具』の末尾には、当作法に基づき行われた伝法・伝戒作法の日付が記載されている。

時延享四丁卯年九月十六日傳授畢

或延享五年辰四月十八日於圓福室中

從釋迦牟尼佛到吾七十八世也

重受嗣法同年同日月也

以下には、この日付の意味するところを確認しておきたい。まず、本論を執筆する際に、筆者は漠然と、この記載は三河幸秀寺傳東が嗣法された日付などを書いているのだろう、と思っていたが、令和四年一〇月初旬に閲覧した資料——愛知県西尾市岩瀬文庫所蔵『面授簿』から、この意味するところが理解できたため、合わせて報告したい。

当資料には、同文庫作成の詳細な解題があるため、参照してい⁽¹¹⁾

ただだけばと思うが、当資料は江戸時代に伊豆・駿河・遠江・三河四箇国の曹洞宗寺院の僧録として位置付けられていた可睡齋（静岡県袋井市内に所在）に対し、当支配国内の曹洞宗寺院から嗣法や住職交代が報告された事項を記録したものである。現存するのは全六冊で、途中には欠本もあるが、全体としては元禄一六年（一七〇三）一月から、嘉永六年（一八五三）二月まで記録されている。

記載の方法などは、上掲の傳東に関する記録を通して、確認しておきたい。

- 一 従三州設楽郡西田内村幸秀寺移轉 三州寶飯郡豊川村
- 延享四丁卯九月十五日於先々住哲翁長老前 妙嚴寺 全潮（印）
- 二物重授了ル 卯九月十九日届
- 一 延享四年丁卯九月十六日於先住全潮長老前 三州設楽郡西田内村
- 三物頂戴了延享四同月同日於先住全潮 幸秀寺 傳東（印）
- 長老前二物重授了ル 卯九月十九日届⁽¹⁾

以上には、傳東の本師である妙嚴寺二十一世・宗船全潮が、幸秀寺から妙嚴寺に転住するのと時期を同じくして傳東に「三物」や「伽藍二物」が授けられた様子が分かる。

そこで、先に挙げた当作法書の日付には、「時延享四丁卯年九月十六日傳授畢」とあるが、『面授簿』の記録と対照させれば、

全潮から傳東へ「三物」が伝授され、更に同月同日に幸秀寺の「伽藍二物」も伝授されたと解釈すべきであろう。これは、傳東の本師である全潮が妙嚴寺へ晋住したため、空座となった幸秀寺を傳東に受け継がせるためであったことは、上記報告から明らかである。

ところで、この報告内容は幸秀寺承継のための日付であったのだろう。何故ならば、本書の奥書にある「或延享五年辰四月十八日於圓福室中 從釋迦牟尼佛到吾七十八世也」からは、寺院承継の翌年四月に（圓福山）妙嚴寺山内で、全潮と傳東との間で改めて作法が実施された可能性が見られるためである。その傍証として、釈迦牟尼仏から七十八世とは釈迦牟尼仏から数えた歴代仏祖の数で傳東自身が七八番目であることを意味し、この時に伝法・伝戒作法が実施された可能性が排除できないのである。そのため、奥書の末尾に「重受嗣法同年同日月也」ともあるが、「同年同日月」は延享四年の寺院承継の報告、或いは翌五年の作法の実施、どちらの日付に係るのか、この一節からは判断出来なかつた。

なお、『面授簿』の各記録の内容は、ほとんど同じであるため、「三物」の伝授と、寺院承継に因んだ「伽藍二物」の伝授の場所（寺院）・本師の名・弟子の名・伝授の内容を書き記して可睡齋に送ることが求められていたのだろう。『面授簿』からは、書付の書式も定まっていた様子が分かる。そして、今回、当作法書によって、報告の日付の正しさとともに、現場では作法のみ後

に行われる事例があった可能性も推測出来たのである。

更に、嗣法や寺院承継を可睡齋に報告していた当該地域寺院の動静は、作法書や「三物」などの日付と岩瀬文庫『面授簿』を対照させることで、明確化する可能性があることも分かった。これは、今後の課題であるといえよう。

九、近世洞門における伝法作法改編の意義について

上来、当作法書の特徴について論じたが、特徴の一つとして「重受」への対応が挙げられる。まとめると以下の通りである。

- ①『附法道場儀規並所辨用具』自体は、『仏祖正伝菩薩戒作法』を基盤にしながら改編され、伝法・伝戒両方に相当させ、また重受の作法としても用いられた。
- ②当作法書に収録された『教授文』は重受も意識した傍注が付されている。
- ③伝法・伝戒作法が実施された日付からも、重受についての記載を意識している。

上記で確認された通り、「重受」とは、江戸時代に行われた嗣法の方式の一つである。曹洞宗では元禄期に寺院承継と嗣法に関する混乱を収めるため、卍山道白・梅峰竺信などによって「宗統復古運動」が行われた。この運動は、同時代の宗派内で、寺院承継に関して起きた問題である。要するに、或る師僧から後継者として認められ、嗣法（伝法）をしてもらった後に、或る寺院に入

るに際し、その寺院を開いた僧侶以来、当該寺院の歴代住職が受け継いだ法（これを「伽藍法」などと呼び、人と人とで受け継いできた「人法」と対比させる）を受けするため、一度自分が受けた法（人法）を捨てる行為が行われたとされる。

よって、運動の推進者である卍山などは、改めて「人法」中心の大法相続を主張して「伽藍法」を否定するために、寺社奉行所へ訴え出た、という話が伝わっている⁽¹³⁾。

そして、各審議の結果、以下のような結論に至ったとされている。

定

- 一 嗣法了畢之僧侶、經二十五年之臘、而有轉衣之望者、彌守御條目之旨、以嗣法師之推舉狀、可致登山、若嗣法師有故障者、或本寺、或僧録、遂吟味、可令添狀事、
- 一 師資面授、一師印證者、爲道元禪師之家訓、自今以後、何之寺院、雖令移住、最初傳授之三物、
- 一 生全可帶之、師資相承之外、以他人附法停止之事、
- 一 傳法之僧、入院之節者、其寺院之嗣書除之、血脈大事、可重授之、移轉之砌者、可附屬于後佳、當住令遷化者、其寺之隱居、又者於本寺同門、可授受事、

右條條、永平寺・總持寺就願被仰出之、向後一宗之僧侶、堅可相守此旨、若違犯之輩、於有之者、可爲曲事者也、

元禄十六年八月七日

本彈正 在判

上記の通りだが、今回の議論に関係があるのは、第二、四、五条である。第二条のように、一度師資が面授して、印可証明・嗣法をされれば、その後、どのような寺院に移転しても、最初に伝授された「三物」を持って移動すべきだという。また、第三条のように、師資相承以外の他人からの附法は停止されている。そして、第四条のように、一度伝法されている僧侶は、寺院に入る時、『嗣書』を除いた『血脈』『大事』を重ねて授けられることとなった。これが、本論で論じている「重受」のことである。また、重受を受けるべき相手は、先代の住職が一般的ではあるが、既に遷化している場合には、隠居（先々住など）や、本寺を同じくする同門の者から、受けるべきだという。本論で扱った事例では、傳

越前

阿飛彈	在判
永伊賀	在判
丹後	在判
但馬	在判
佐渡	在判
相模	在判
豊後	在判

永平寺

能登

總持寺⁽¹⁴⁾

東は幸秀寺に入るに及んで、本師の全潮から嗣法されて「三物」を受け、合わせて幸秀寺に入るための「伽藍二物」も受け継いだのである。

また、右の「定」は、関三利及び可睡齋にも伝達されたことも、『宗統復古志』では伝えているため、全国的な制度として導入されている。岩瀬文庫所蔵『面授簿』が、元禄一六年一月から始まっているのは、上記「定」の運用開始時期と見ても問題はないと思われる。

そして、当作法書だが、上記のような制度の変化に基づいて編集されたものといえよう。書写年次についても、当作法書全体は延享四年（一七四七）以降であり、また、一部は延享一六年（一七三二）書写本の再写であると思われるが、ともに元禄期の「宗統復古運動」以降となり、よって、「重受」が導入されることに不自然さはない。

なお、他の法系でも、『伝法室内式』を原型とした『伽藍重授之式』が制定され、寺院承継に因み「伽藍二物（血脈・大事）」のみを、前住職と新命とで受け嗣ぐ作法が構築されたが、これなども現場における「重受」への対応の一つである。

一方、「重受」の制度は、明治八年（一八七五）に、曹洞宗務局が伽藍二脈（大事・血脈）を廃止したため、上記作法書の利用も終了、または改編されたものと推定される⁽¹⁶⁾。

本論で検討した内容は、類似資料の発見・調査によって更に進めることが可能であるため、その機会を得ることを願っている。

註

- (1) 近代大正期以降に曹洞宗で定型となった『洞上室内儀軌』を参照した。
- (2) 菅原二〇二a
- (3) 『全集六』所収本を参照
- (4) 『全集六』所収本を参照
- (5) 『全集六』所収本を参照
- (6) 菅原二〇二b
- (7) 『全集六』二三〇頁参照
- (8) 指月慧印『禅戒篇』、『曹全』『禅戒』二四二頁上段及び二四三頁上段を参照
- (9) 『曹全』『禅戒』四二〇頁下段。なお、先行研究として渡部賢宗氏が『道元禅師の禅戒観(一)』(『永平正法眼蔵蒐書大成月報』昭和五年八月、所収)にて、この一事に言及している。
- (10) 『曹全』『室中』口絵参照
- (11) 西尾市岩瀬文庫古典籍書誌データベース [https://iwasebunko.jp/stock/database.html] を参照した。
- (12) 『面授簿』第一冊一三七丁
- (13) 『宗統復古志』、『伽藍相統弁』など参照
- (14) 『宗統復古志』巻下、『統曹全』『室中』五九四頁上く下段
- (15) 筆者所持の『(仮称)明峰派系統室内作法書』に編入される形で、『伽藍重授之式』が見られる。
- (16) 『明治八年曹洞宗務局布達全書』第一号 伽藍法廃止ノ事、二七

丁表

参考資料

◎一次資料

- ・三河幸秀寺傳東書写『附法道場儀規並所辦用具』筆者所持
- ・愛知県西尾市岩瀬文庫所蔵『面授簿』(全六冊)
- ・『(仮称)明峰派系統室内作法書』筆者所持、当作法書は『仏祖正伝菩薩戒作法』『伝法室内式』『各種切紙』の三冊からなり、その内、『仏祖正伝菩薩戒作法』は天和三年(一六八三)に、月舟宗胡(一六一八〜一六九六)から徳翁良高(一六四九〜一七〇九)が伝えたものである。ただし、当作法書を更に再書写した一本だと推定される。
- ・曹洞宗務局編『(自明治五年・至明治十一年)曹洞宗両本山普達全書』曹洞宗務局、複数年の普達が合冊されており、引用時には必要当該年度のみを記載し、丁数などを示した。
- ・曹洞宗務院蔵版『洞上室内儀軌』(全三冊)発行年次不明ではあるが、『曹洞宗僧侶傳法令』成立後の大正一四年(一九二五)以降と推定される。
- ・『曹洞宗全書』『統曹洞宗全書』(曹洞宗全書刊行会)を参照。引用時には『曹全』『統曹全』[〇〇]〇〇頁〇段とし、巻号と頁数のみで略記している。一々断らないが、一部引用文は筆者が訓読した。
- ・永平道元の著作は春秋社『道元禅師全集』(全七巻)を参照。引用時には『全集〇〇〇頁とし、巻号と頁数のみで略記している。

◎二次資料

- ・菅原研州『近代洞門における室内三物研究について』附録『丘宗潭老師『室内三物秘辨』提唱録』翻刻資料一、『教養部紀要』第六八巻一〜三号・二〇二二年三月、菅原二〇二a
- ・菅原研州『洞門における『教授戒文』の作法的意義について』附録『丘

b 宗潭老師『教授戒文』提唱録』翻刻資料―、同右所収、菅原二〇二二

附録『附法道場儀規並所辨用具』翻刻資料

謝辞

本研究に際し、所蔵資料の閲覧・翻刻等を許可していただいた、愛知県西尾市岩瀬文庫に感謝申し上げます。

※凡例

- ・当資料は、筆者所持の『附法道場儀規並所辨用具』写本を翻刻したものである。解題は本論を参照されたい。
- ・資料の折数は、【】内の数字と右左で略記した。
- ・翻刻時の行数・字数などは原典に従った。
- ・漢字の字体は概ね原典に従った。
- ・返り点・送り仮名は原典に従った。
- ・割註はへゝを付して表記した。
- ・筆者によって確認された誤字等は翻刻文の下部に「※」を付して指摘した。
- ・現代的観点では、人権問題を含む用語も含まれるため、閲覧等の際にはご注意ください。

【一右】

附法道場儀規並所辨用具

師資内外ノ衣服須レ著ク新淨ノ衣ニ若シカラ

不レ足者ハ、苧ヲ洗濯ノ而用ユ焉道場ハ上古ニハ

以テ袈裟ニ圍ム今ハ以テ紅幔ヲ圍ム若シ無キヤハ紅幔

則以テス打敷等一尺ヲ令ニムルノ人ヲノ不レ見之用心、

【一左】

也設ク椅子ヲ於座正中ニ是レ即チ戒壇也

不_レ用_レ掛_ルコ_ト法被_ラ也椅子傍_ニ設_テ高卓_ヲ安_ス
戒本及_ヒ教授戒文傳衣血脈御大

事嗣書續松其ノ寺ノ開山ノ法衣_ヲ又椅
子前ノ高卓上_ニ安_ス香炉燭臺花瓶酒

【2右】

水香合戒尺_ニ洒水器ノ中_ニ用_ニ根曳_ノ松_ヲ

也花_モ亦同_ク根曳ノ松ナリ也蠟燭_ニ挺外

用意_セヨ_ト焉爲_ハ立_テ替_ラ也設_テ曲录_ヲ於_テ椅子ノ

左邊_ニ勿_レ掛_ル「法被_ヲ也預_シメ拜席_一収卓

下_ニ可_ク疊_置也時到_テ師資及侍者沐

【2左】

浴行水具_シ威儀_ヲ師居_ニ丈室_ニ資居_ス加

行堂_ニ衆_ニ袖_ニ香合_ヲ侍者備_ニ香火_ヲ點_レ燭_ヲ

布_シ拜席_ヲ入_ニ丈室_ニ請_レ師_ヲ師入_ニ道場_ニ焼香_シ

向_レ壇_ニ展具_ニ拜_ノ而退_ク丈室_ニ侍者_又

入_ニ加行堂_ニ揖_シ資_ヲ引_テ入_ニ道場_ニ令_レム_ル拜壇_ヲ

【3右】

如_レノ師_ノ而退_ク舊處_ニ此時侍者卷_テ拜席_一

置_テ卓下_ニ次_ニ侍者請_レ師_ヲ師即_テ入_ニ道場_ニ

倚_ル曲录_ニ侍者引_テ資_ヲ令_レム_ル道場_ニ資進_ニ

師前_ニ曲躬_{合掌}ノ曰_ク和尚大慈聽_ニ許_シ玉_ハト

稟_ニ受_ルス_ル佛祖ノ大戒衣法_ヲ師合掌_ノ曰_ニ戒

【3左】

法ノ稟_受不_レ堪_ヘ感激_ニ聽許_スル_{ナリ}也資_ハ不_レ見
師ノ容顏_一只_ク低頭_又手_ノ而聽_ニ聽許_ラ了_テ

展具_ニ拜_取テ具_ヲ問訊_ノ而立_ニ定_テ曲录_ノ

龙傍_ニ師_ハ下_ニ曲录_ヲ向_レ壇_ニ合掌_{問訊}シ_右

轉_レ身_ヲ引_テ資_ト與_ニ侍者_ト匝_ニ道場_ヲ三匝_ス三

【4右】

匝_ノ中_ニ三人同音_ニ唱_テ南無_佛陀_耶南

無_達磨_耶南_無僧_伽耶_南無_祖師

菩薩_毎到_ニ正_面向_レ壇_ニ揖_ス三匝_了テ師

歴_テ卓子ノ西邊_上壇_ニ跌坐_{合掌}ノ唱_{フル}我_レ

今_マ盧舍_那方_ニ坐_テ蓮華_臺一_周匝_{セル}千華

【4左】

上_ニ又_タ現_スル_ノ千ノ釋迦_ヲ也此時侍者正_面

問訊_シ取_テ洒水器_ヲ薰_香捧_ケ手_ニ順_遶道

場_ヲ洒水_シ又逆_ニ遶_テ道場_ヲ洒水_了テ洒水

器_ハ置_テ舊處_ニ此ノ遶道場_ノ中_ニ資_ハ立_ニ定_曲

录_ノ龙傍_ニ侍者_ハ布_置テ拜席_ヲ從_レ是_出道

【5右】

場_ニ休_ス師唱_ル我_今ノ偈_ヲ者侍者匝_ル道場

中_ニ不_レ限_ラ數_ヲ也次_ニ資_到正_面燒_香拜

席_上展_レ具_ヲ九拜_ス也此ノ拜_須緩_ル師_此

拜_ノ間_ニ唱_ル從_ニ七佛_列祖_到ニ_嗣法師_之

尊_號三_遍了_テ資_具上_ニ胡跪_ス於_レ此_ニ師

【5左】

誦ス教授戒文ヲ了テ資焼香三拜ノ収テ具ヲ
進テ卓前ニ曲躬低頭ス師取テ洒水器ヲ灌ギ
自ノ心頂ニ次ニ灌ギ資ノ心頂ニ次ニ〇右邊ニ三
遍ノ報答シ四恩ニ灌ギ一尤邊ニ三遍ノ利潤スルノ一
切衆生ヲ也了テ置テ洒水器ヲ於舊處ニ資

【6右】

焼香展具三拜具上ニ長跪ノ欲レ受ント戒ヲ
師取テ戒本ヲ正ク授レテ戒ヲ所レ謂三歸三聚
十重禁戒也是ヲ名テ禪門十六條ノ戒ト

也了テ師取テ血脈ヲ薰シ香ニ唱テ授文ニ而授ク
資ニ頂戴シ置テ卓上ニ焼香三拜スルノ也此ノ血
脈即是レ禪門戒ノ戒牒ノ也次ニ師下レテ壇ヲ

【6左】

揖レテ資ヲ令ム登壇ニ資壇上ニ跏趺坐合掌ス師
亦タ合掌ノ唱テ衆生受テレバ佛戒ヲ則チ人テ諸佛ノ
位ニ位同ニシ大覺ニ已ル眞ニ是レ諸佛ノ子ト遠レテ壇ヲ
三匝シ了テ正面ニ揖スレバ則テ資下レテ壇ヲ揖レテ師ヲ師

【7右】

又タ登壇跏趺坐ニ資焼香展具三拜取テ
レ具ヲ曲躬ス師取テ御大事ヲ薰シ香ニ喝テ授文ニ
而授ク資頂戴ノ置テ卓上ニ焼香展具三
拜而収テ具ヲ曲躬ス師取テ傳ヲ衣薰シ香ニ喝ニ授文ニ

授ク資頂戴シ便チ搭テ之ヲ焼香ノ展具三拜ノ

【7左】

而収テ具ヲ曲躬ス次ニ師拈テ嗣書ヲ薰シ香ニ唱レ
授文ニ三遍シ授ケ摩ニ頂スルヲ資ヲ一遍ノ即取續
松ニ點レ火ヲ開テ嗣書ヲ令ム見セ師資ノ名字ヲ了テ
収ム續松ヲ於炉中ニ資ハ疊テ嗣書ヲ置テ卓上ニ
焼香展具三拜ス此ノ時師取テ開山ノ法

【8右】

衣ヲ拈テ令レムレバ知テ開山ノ之法衣ヲルヲ資焼香展
具三拜ス資収レバ具ヲ師下レテ壇ヲ轉身ノ揖レテ壇ヲ
出テ道場ヲ資モ亦同ク揖レテ壇ヲ出テ道場ニ此時
須レク懷三物ニ也相ヒ尋テ隨テ分ニ呈テ報恩金ヲ
伸ルヲ報恩ノ拜ニ三拜或ハ六拜或ハ九拜ス侍

【8左】

者備ヘテ菓茶ヲ祝禮ス次ニ謝ニ拜ス侍者ヲ是レ亦
調テ謝儀ヲ可レ隨レ分ニ也翌日設テ謝齋ヲ預テ告テ
庫下ニ可キ調度ス也

○血脈ノ之授文ニ曰ク佛戒ハ者宗門ノ之一

大事因縁ノ也昔靈山少林曹溪洞

【9右】

山天童永平寒巖華藏東海
和尚嫡嫡相承ノ而到レ吾ニ吾レ今マ附シ
レ汝ニ畢ル

○御大事ノ之授文ニ曰ク如レキノ是之法佛祖

嫡嫡傳來シテ而到レル吾ニ吾今附レ汝ニ畢ル

【9左】

○傳衣ノ之授文ニ曰ク此ノ僧伽黎九條衣

以テ表レ信ヲ今傳ヲ于汝ニ

○嗣書ノ之授文ニ曰ク汝（名）今契ヲ證心ニ故ニ

傳ヲ法印ヲ正ク聯ニ綿ス釋迦牟尼佛第幾

十幾世ニ唯個ノ大法今生世頂戴

【10右】

受持シテ而勿レ令ニ断絶セ

時延享四丁卯年九月十六日傳授畢

或延享五年辰四月十八日於圓福室中

從釋迦牟尼佛到吾七十八世也

重受嗣法同年同日月也

【10左】

教授文

夫レ諸佛ノ大成ハ者諸佛ノ之所レ護持シ玉フ也

有ニ佛佛相授一有ニ祖々相授（重受ニハ受戒ト云ベシ）嗣法ノ起ニ

越ニ於三際ヲ證契ハ連ニ綿タリ於古今ニ我カ大

師釋迦牟尼佛陀附ニ授シ摩迦迦葉ニ

【11右】

迦葉附ニ授阿難陀ニ乃至如レ是ノ嫡嫡

相授ノ已ニ幾十幾世ニノ而到レル我ニ今將附

授ノ方ニ報シ佛祖ノ之深恩ヲ永ク爲ニサント人天ノ眼

目ト蓋シ是レ嗣續ニ佛祖ノ之慧命ヲ者レ也仰テ

憑テ佛祖ノ證明ニ應ニ當歸戒懺悔ニ至誠ニ

【11左】

隨テ我カ語ニ傳唱セヨ

我昔所造諸惡業皆由無始貪瞋癡

從身口意之所生一切我今皆懺悔

右三遍

既ニ依テ佛祖ノ證明ニ淨ニ除ノ身口意業ヲ得ル

【12右】

大清淨ニ是レ則チ懺悔ノ力也

次ニ應レ歸ニ依ス佛法僧ニ三審ニ有三種ノ功

德ニ所レ謂一體三審現前三審住持

三審也阿耨多羅三藐三菩提稱ノ

為佛審、清淨離塵ハ乃チ法審和合ノ功

【12左】

德ハ是レ僧審也是ヲ名ク一體三審ト現前ニ

證スルヲ菩提一名ヲ佛寶ト佛ノ所證ハ是法審學ハ

佛法ヲ乃チ僧寶也是ヲ名ク現前三審ト化シ

天上ニ化シ人間ニ或ハ現シ虚空ニ或ハ現スルハ塵中ニ

乃チ佛寶或ハ轉シ海藏ヲ或ハ轉シ菓葉ニ化シ物ヲ

【13右】

化スルヲ生是レ法寶度ニ一切苦ヲ脱シムルハ三界ノ宅ヲ

乃チ僧宝ト也是ヲ名ヲ住持ニ寶ト歸依スル佛
 法僧ニ時キ稱レズ得ニト諸佛ノ大戒ヲ稱レ佛ヲ為レテ師ト
 不レ師トセ餘ノ道ト

有三聚戒

【13左】

攝律儀戒 諸佛法律ノ所ニ窟宅ニスル也

諸佛法律ノ所ニ根源ニスル也

攝善法戒 三藐三菩提法能行所行ノ道也

攝衆生戒 超ヘ凡ヲ超レ聖ヲ度レシ自ヲ度レル他ヲ也是ヲ

名フ三聚淨戒ト

【14右】

有テ十重禁戒

第一不殺生 生命不レバ殺佛種增長ス可

レ續ク佛ノ慧命ヲ莫レ殺スヲ生命ヲ也

第二不偷盜 三輪清淨ニテ無レハ所ニ希望スル諸

佛同道者ト也

【14左】

第三不貪婬 心境如如ニテ而解脫門開ク也

第四不妄語 法輪本ヨリ轉フ無レ餘ルヲ無レ欠ルヲ甘露

一ト潤テ得レ實ヲ得ルヲ眞ヲ也

第五不飲酒 未タ將來ニ莫レ教ムルヲ侵サ正ニ是レ大明ト也

第六不說過 於テ佛法中ニ同道同法同證

【15右】

同行ナリ也莫レ教レテ説カカ過ヲ莫レ令ルヲ亂道ト

第七不讚毀自他 乃佛乃祖證ニ盡空ヲ證ニス

大地或ハ現スレバ大身ノ空ニ無シ中外ニ或ハ現スレバ法身ヲ地ニ無シ寸土ニ

第八不慳法財 一偈一句萬功萬德ナリ也一法

一證ハ諸佛諸○也從來皆テ不レ慳マ也

【15左】

第九不瞋恚 非レ退ニ非レ進ニ非レ實ニ非レ虚ニ有テ光明

雲海 有テ莊嚴雲海ト

第十不謗三寶 現身演法ハ世間ノ津梁ナリ也

德歸ニ薩般若海ニ不レ可テ稱量ス頂戴奉行セヨ也

此ノ十六條ノ佛戒ハ大概如シ是ノ依レ法ニ隨レテ教ニ或ハ禮

【16右】

受シ或ハ拜受スベシ我レ今引請ス

正授戒文 先三歸

南無歸依佛南無歸依法南無歸依僧歸

依佛無上尊歸依法離塵尊歸依僧和合

尊歸依佛竟歸依法竟歸依僧竟(三說三答)

【16左】

和尚示ノ曰ク令ルヲ受テ三歸戒ヲ如レ斯ノ從レ今已後如來

至尊等正覺是レ汝カ大師 更ニ不レ歸ニ依セ邪魔

外道等ニ此レハ是レ千佛ノ所ニ護持シ玉フ曩祖ノ之所ニ

傳來ニ玉フ也我レ今マ授レ汝汝善ク護持セヨ

次三聚淨戒

【17右】

第一攝律儀戒 千佛ノ之所ニ護持シ玉フ曩

祖ノ之所ニ傳來シ玉フ我レ今授レ汝ニ汝從レ今身ニ至ルマデ佛

身ニ此ノ事〇持ツヤ否ヤ〈三問〉能ク持ツ〈三答〉

第二攝善法戒 〈説答如シ先ノ〉

第三攝衆生戒 〈説答如シ先ノ〉

【17左】

十重禁戒

〈説答如シ先ノ〉

第一不殺生

〈説答如シ先ノ〉

第二不偷盜

〈説答如シ先ノ〉

第三不貪姪

〈説答如シ先ノ〉

第四不妄語

〈説答如シ先ノ〉

【18右】

第五不飲酒

〈説答如シ先ノ〉

第六不說過

〈説答如シ先ノ〉

第七不讚毀自他

〈説答如シ先ノ〉

第八不慳法財

〈説答如シ先ノ〉

第九不瞋恚

〈説答如シ先ノ〉

【18左】

第十不謗三宝

〈説答如シ先ノ〉。

上來十六條ノ佛戒所レ謂ハ三歸依三聚淨戒

十重禁戒、此レハ是レ千佛ノ之所ニ護持シ玉フ曩祖ノ

之所ニ傳來シ玉フ我レ今授レ汝ニ汝從レ今身ニ到ルマデ佛身ニ

是ノ事能ク持ツヤ否ヤ〈三問〉能ク持ツ〈三答〉是事如レ是ノ持ツベシ

【19右】

時享保十六年辛亥正月吉祥日於圓福室中

傳寫直心達和尚直筆之戒本畢

大圓辨珠謹拜書

【19左】

南無毘婆尸佛大和尚 南無尸棄佛大和尚

南無毘舍浮佛大和尚 南無拘留孫佛大和尚

南無拘那含牟尼佛大和尚 南無迦葉佛大和尚

南無釋迦牟尼佛大和尚 南無摩訶葉大和尚

南無阿難陀 大和尚 南無商那和修大和尚

【20右】

南無優婆塞多 大和尚 南無提多迦 大和尚

南無彌遮迦 大和尚 南無婆須蜜多 大和尚

南無佛陀難提 大和尚 南無伏駄蜜多 大和尚

南無婆栗濕縛 大和尚 南無當那夜奢 大和尚

南無馬鳴 大和尚 南無迦毘摩羅 大和尚

【20左】

南無那伽闍刺樹那 大和尚 南無迦那提婆 大和尚

南無羅睺羅 大和尚 南無僧伽難提 大和尚

南無伽耶舍多 大和尚 南無鳩摩羅多 大和尚

※迦の脱字

南無闇夜多 大和尚 南無婆須盤頭大和尚
南無摩拏羅 大和尚 南無鶴勒那 大和尚

【21右】

南無獅子 大和尚 南無婆舍斯多大和尚
南無不如蜜多大和尚 南無般若多羅大和尚
南無菩提達磨大和尚 南無二祖慧可大和尚
南無三祖僧璨大和尚 南無四祖道信大和尚
南無五祖弘忍大和尚 南無六祖慧能大和尚

【21左】

南無青原行思大和尚 南無石頭希遷大和尚
南無藥山惟儼大和尚 南無雲巖曇晟大和尚
南無洞山良价大和尚 南無雲居道膺大和尚
南無同安道丕大和尚 南無同安觀志大和尚
南無梁山緣觀大和尚 南無大陽警玄大和尚

【22右】

南無投子義青大和尚 南無芙蓉道楷大和尚
南無丹霞子淳大和尚 南無長蘆清了大和尚
南無天童宗珪大和尚 南無雪竇智鑑大和尚
南無天童如淨大和尚 南無永平道元大和尚
南無普濟義尹大和尚 南無二世士安大和尚

【22左】

南無三世至遼大和尚 南無四世義東大和尚
南無五世義曇大和尚 南無當開山義易大和尚

南無二世性慶大和尚 南無三世義三大和尚
南無四世祖禪大和尚 南無五世受貞大和尚
南無六世舜伊大和尚 南無七世禪達大和尚

【23右】

南無八世舜承大和尚 南無九世伊堯大和尚
南無十世玄達大和尚 南無十一世義春大和尚
南無十二世牛雪大和尚 南無十三世玄洪大和尚
南無十四世是的大和尚 南無十五世牛宅大和尚
南無十六世萬疑大和尚 南無十七世巨岳大和尚

【23左】

南無十八世玄統大和尚 南無十九世萬牛大和尚
南無二十世辨珠大和尚 南無二十一世宗船大和尚
南無三國傳燈歷代祖師大和尚
南無圓同大虛無欠無餘恁麼人 大和尚
南無佛祖加被護念興隆佛法 兒孫繁昌

【24右】

【24左】

傳法室内式

※寺の脱字

傳法之夜到三更初ニ資巡堂焼香將レ入ル室ニ時師出テテ室ヲ相

面テ揖ノ引レテ資ヲ入ル室中ニ洒水ノ様子有レ之師在テ東椅ノ前ニ

向テ西ニ立ツ資在テ西ニ向テ師ニ立ツ資先ツ展テ坐具ヲ師モ亦タ展テ坐

具ヲ資ノ坐具ハ下ヲ師ノ坐具ハ上ヘ坐具ト與ニ坐具ト上ノ端シ相ヒ重ル

【25右】

資即九拜ノ終ノ一拜師答拜ス是ヲ曰フ奇拜ト又ツ謂フ堅繼ト

次ニ師資ノ拜席雙ニ展テ於北椅ノ前ニ師ハ東資ハ西相ヒ並テ而立向テ

中央ノ之嗣扨ニ同時焼香シ共ニ展テ坐具ヲ師ノ坐具ハ下ヲ資ノ坐具ハ上ヘ横ノ端

相ヒ重ル

師資同ク九拜ノ収メ坐具ヲ同ク問訊ス是ヲ曰フ超宗越格ノ拜ト又ツ謂フ

横繼ト次ニ移レ椅ノ前卓ヲ於東面ニ師就レ椅ニ垂ニ双足ニ資近前ノ展ニ坐具ハ六

【25左】

拜ス師合掌ノ受テ拜ヲ資曲身叉手ノ云ク生死事大無常迅速早ク拜請佛祖ノ

命脈ヲ欲レ得マタ新祖位ニ和尚大慈大悲哀愍聽許シ玉ヘ如レ此ニ唱時師

取ニ嗣扨ニ度與ノ云ク佛祖ノ命脈我レ今授汝ニ尽未來際勿レ令佛種ヲ斷

絶ニ資云ク大慈大悲哀愍ノ故ニ如レ此ニ唱ヘ次ニ資膝行七步ノ進ム師ノ足

下ニ「嬰兒行有口傳」師取テ資ノ袈裟角ニ返掛テ資ノ九肩ニ上ニ摩頂シ囑フ云ク從

如來ト

【26右】

嫡々相承シ來テ至ニ我ヘ幾世ノ我今得レ汝如ニ釋迦牟尼佛ノ得ニ摩訶迦葉ニ正

法

眼藏悉ク以テ分附ス汝能護持ノ尽未來際勿レ令斷絶ニ資云ク大慈大悲大

哀愍ノ故ニ如レ此ニ唱ヘ資却膝ノ歸ニ本位ニ直ニ袈裟ヲ三拜ス與ニ前拜共ニ九拜

也

次ニ師開ニ嗣扨ニ以ニ松燭相ヒ照シ各々見ル自己名字ノ處ニ而疊ミ扨ヲ了テ入ル資ノ

懷中ニ所謂ニ二頭ノ祥雞點ニ火燭ノ師資相遇テ傳フ心法ニ正在ニ此時ニ而有ニ

口傳

【26左】

次傳ニ付衣鉢等法物ノ預メ備ヘ置テ法衣鉢拂子拄杖竹筵秘扨等ヲ於東

北ノ卓上ニ而師ハ東ニ立ツ資ハ西ニ立ツ資先ツ焼香師次ニ焼香資展ニ坐具ニ八拜ス師

答ニ一拜合九拜也師資同ク収メ坐具ノ師問訊ノ拈レ衣云ク瞿曇ノ妙相宗門ノ傳

衣嫡々相承到レ我レ我今マ付レ授ス汝ニ汝能ヲ護持ノ尽未來際勿レ令斷

絶乃チ度ニ與ス之ヲ資問訊ノ受レ之如法ニ頂戴シ安ニ西北ノ卓上ニ資又七拜ス師答

【27右】

一拜ス 嫡々相承ノ到レ吾ニ吾今附レ汝汝能

法鉢 瞿曇圓頂宗門法鉢 護持盡未來際勿レ令斷絶ニ資頂戴

拄杖 瞿曇脚頭宗門拄杖 安ニ卓上ニ 鉢六拜 拂四拜 竹筵三拜

拈 拂子云 瞿曇螺髮宗門拂子 杖五拜 扨二拜

竹筵 瞿曇脚頭宗門竹筵 秘扨 瞿曇正脈宗門秘扨 有口授 師各答一拜

戒文 宗門ノ法戒並ニ道場秘文一々付レ授汝汝能護持盡未來際勿

【27左】

令斷絶乃チ度ニ與ス之ヲ資頂戴ノ安ニ卓上ニ而師資同向レ椅三拜ノ退出也

明早晨ニ資行ニ無住拜ノ一拜數無レ有ニ限量ニ今行ニ二十五拜ノ者隨ニ省畧ニ而已

右行レ之時七晝夜也「巡堂焼香隨ニ師ノ指揮ニ行滿ニ五日ニ夜授レ戒滿ニ六日ニ夜

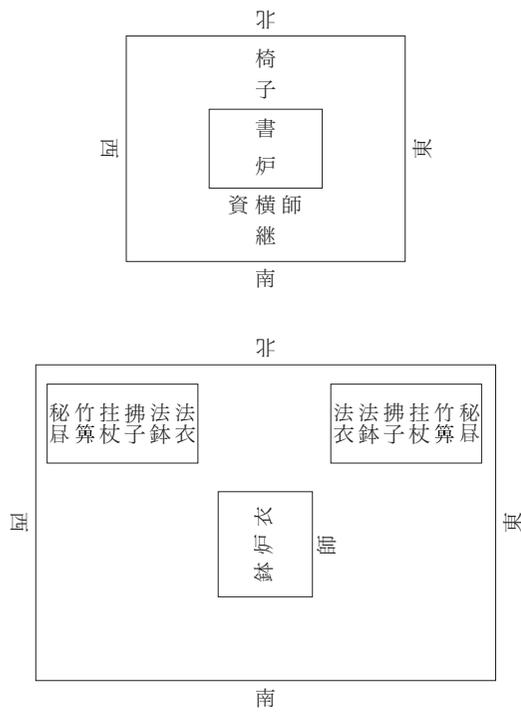
三更ニ傳法ス

道場莊嚴（當室中ノ北頭設椅一座（不掛ニ法被ニ）椅前設卓卓上有華燭香華（松竹梅）其中央ニ安ス嗣肩ト（續松ニ把ト洒水一器ト）當テ此卓東少許南ニ向レ西設レ椅（示レ圖如レ左）

【28右】

【29右】
【29左】
【30右】
【30左】

見住幸秀傳東謹拜書寫（華押）



【28左】

法衣看

※「経」の脱字

於ニ丈室中ニ嚴ニ設ニ香華ニ清ニ浄ニ業ニ具ニ足レ威儀ヲ讀ニ參同契并宝鏡ニ
三昧ニ各一返誦ニ大悲神咒消災咒ニ三返次唱ニ歷代佛祖尊號ニ
也（名有口傳）
右傳法七晝夜ノ中行レ之乃至一生日々行レ之報耐スル上慈ニ也

近世洞門の伝法作法の一考察

執筆者紹介

松井真一（本学講師……………社会学）
MATSUI Shinichi

菅原研州（本学准教授……………宗教学）
SUGAWARA Kenshū

中村綾（本学講師……………中国語）
NAKAMURA Aya

教 養 教 育 研 究 会 委 員

会長：佐々木 真 副会長：糸井川 修

会計：浅原正和

青山健太* 石川雅健* 河合泰弘*

北村伊都子* 香ノ木隆臣* 柴田哲雄*

城 貞晴* 菅井大地 堀田敏幸*

松井真一

* 1・2合併号編集委員

編 集 後 記

『教養部紀要』第70巻第1・2号合併号を、謹んでお届け致します。本号には、論文3編を掲載することができました。ご投稿いただいた先生方、編集にあられた委員の先生方、そして実務にお力添えいただいているご関係部署と業者の皆様に、深く感謝申し上げます。

第70巻という数字に、歴史の重みを思わずにはられません。教養部の先生方がこれまで築き上げてきた研究業績を、将来に発展させていく責任に思いを致しつつ、さらなる研鑽の場としてこの紀要がさらに充実したものとなるべく、これからもどうぞよろしくご協力賜りますよう、ここにお願い申し上げます。

(香ノ木記)

愛知学院大学教養教育研究会会則

- 第 1 条 本会は愛知学院大学教養教育研究会と称する。
- 第 2 条 本会の事務所は愛知学院大学教養部に置く。
- 第 3 条 本会は大学設立の趣旨に則り、人文科学・社会科学・自然科学・語学・健康総合科学等の、教養教育に関する諸学の研究成果ならびに教育成果の発表を通じ、学問の水準を維持、向上せしめ教育及び社会一般に寄与することを目的とする。
- 第 4 条 本会の会員は次の通りとする。
- (1) 正 会 員 本大学の教養部専任教員とする。
 - (2) 準 会 員 本大学の在學生とする。
 - (3) 賛助会員 本大学の卒業生及び本会の趣旨に賛同し、会長の承認を得た者とする。
- 第 5 条 本会は第 3 条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 機関誌「愛知学院大学論叢教養部紀要」の刊行
 - (2) 研究会、講演会、討論会等の開催
 - (3) その他本会の目的を達成するために必要と認められる事業
- 第 6 条 「愛知学院大学論叢教養部紀要」は原則として毎年 3 回発行し、会員に配布する。
- 第 7 条 本会は教養教育研究会委員会を置き、委員は次の者で構成する。
- (1) 会 長 1 名
 - (2) 副 会 長 1 名
 - (3) 委 員 12 名
 - (4) 会 計 1 名
- 2 会長は学長これを委嘱する。
 - 3 委員は正会員の互選により、人文科学・社会科学・自然科学・第 1 外国語・第 2 外国語および健康総合科学の各系列より 2 名あて選出する。委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 副会長及び会計は委員の互選により、会長がこれを委嘱する。
- 第 8 条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会務を掌る。
 - 3 委員は委員会を構成し、本会の企画運営にあたる。
- 第 9 条 会長は委員会を招集し、その議長となる。
- 第 10 条 会長は本会の会務執行のため、必要あるときは実行委員会を委嘱することがある。
- 第 11 条 会員は毎年度始めにおいて会費を納入する。
- 2 新入会員は入会金を納付するものとする。
- 第 12 条 本会の運営費は、会員の納付する会費、愛知学院大学からの補助金または有志からの寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。
- 第 13 条 本会の会計は 4 月に始まり、翌年 3 月に終る。
- 第 14 条 本会の会則の改正は正会員の 3 分の 2 以上の賛成をもって成立する。
- 付 則

本会則は、昭和32年4月1日に制定し、即日施行する。

本会則は、昭和53年2月6日に改正し、即日施行する。

本会則は、昭和57年3月24日に改正し、同年4月1日より施行する。

本会則は、昭和58年6月17日に改正し、即日施行する。
本会則は、昭和63年4月1日に改正し、即日施行する。
本会則は、平成2年7月6日に改正し、同年4月1日より施行する。
本会則は、平成8年7月19日に改正し、即日施行する。
本会則は、平成11年12月17日に改正し、翌年4月1日より施行する。
本会則は、平成20年12月12日に改正し、翌年4月1日より施行する。
本会則の施行により愛知学院大学一般教育研究会会則を廃止する。
本会則は、平成27年4月1日に改正し、即日施行する。

愛知学院大学論叢「教養部紀要」投稿規程

1988年4月1日成立・実施

〔投稿資格〕

第 一 条 この会誌に投稿する資格をもつ者は、原則として教養教育研究会正会員とする。

〔転載の禁止〕

第 二 条 他の雑誌に掲載された論文・資料・翻訳・書評などは、これを採用しない。

〔原稿の形式〕

第 三 条 投稿に際しては、次の要領に従って本文、図および表を作成する。

(1) 原稿は、電子媒体による入稿とする。(プリントアウトを1部添付する)

(2) 原稿の量はおおむね16,000字以内とする。

(3) 本文の前に、別紙で、次の3項を次の順序で付する。

(i) 和文の題目および執筆者名。

(ii) 欧文の題目および執筆者名。

(iii) (イ) 論文・資料・翻訳・書評などの区別

(ロ) その論文・資料・翻訳・書評などが属する専門領域名。

ただし、ここにいう専門領域は、人文・社会・自然・外国語・健康総合科学の5部門に区別する。

(ハ) 教授・准教授・講師・助教・外国人教師など別

(4) 図・表・写真は、印刷するのに十分な画質のもの(原則としてモノクロ)を、本文の該当箇所に挿入する。

〔原稿の申込み〕

第 四 条 投稿希望者は、教養教育研究会委員会(以下、委員会と称す)の公示する期限までに、委員会の提示する申し込み用紙に氏名を記入する。

ただし、申し込み者が所定の数に達しないか、またはそれを越える場合には、委員会がこれを調整する。

〔提出期限〕

第 五 条 投稿は委員会の定める提出期限までにこれを行う。締切り日以後に提出された原稿は掲載されないことがある。

〔原稿組版の制限〕

第 六 条 図版・カラー写真などの掲載により一般の経費より多くかかる場合は、その必要性を各号の編集

責任者に申し出て委員会を開催して審議し、承認を得ることとする。なお、承認を得られず掲載を希望する場合、その費用を別途に個人負担とする。

〔原稿修正の制限〕

第七 条 投稿後の原稿の修正は、原則としてこれを行わないものとする。やむをえない場合は初校において修正し、その範囲は最小限度にとどめる。大幅な修正の結果、印刷費が追加されるときは追加費用を個人負担とすることがある。

〔校 正〕

第八 条 校正は原則として第3校までとし、本文については執筆者がこれに当たり、表紙・奥付その他については編集委員がこれに当たる。

〔抜き刷り〕

第九 条 抜き刷りは、論文・資料・翻訳・書評など各1篇につき50部までを無料とする。これを越える分については実費を執筆者の負担とする。50部以上を要する場合には、執筆者はその必要全部数を原稿の表紙に朱記する。

〔掲載論文等の複製権・公衆送信権〕

第十 条 この会誌に掲載された論文等の電子化および公開に関わる複製権および公衆送信権は、教養教育研究会に属するものとする。

ただし、掲載された論文などの執筆者が他の機関への転載もしくは複製権または公衆送信権の行使を申し出た場合は、正当な理由がない限り、教養教育研究会はこれを拒むことはできない。

付 則

- 一、本規定の改正には、教養教育研究会正会員の3分の2以上の賛成を要する。
- 二、本規定は、1988年4月1日に成立し、即日施行する。
- 三、本規定は、1996年7月19日に改正し、即日施行する。
- 四、本規定は、1999年12月17日に改正し、翌年4月1日より施行する。
- 五、本規定は、2003年11月21日に改正し、即日施行する。
- 六、本規定は、2005年4月22日に改正し、即日施行する。
- 七、本規定は、2007年11月16日に改正し、即日施行する。
- 八、本規程は、2018年9月21日に改正し、即日施行する。

申し合わせ（教養部会 2010. 7. 16）

- 第一条の「投稿する資格を持つ者」には、以下の非正会員を含む。
 - (1) 正会員との共同執筆による投稿
 - (2) 正会員が推薦する本学教養部の非常勤講師で、本務校をもたない人の投稿
 - (3) 元正会員で、本務校をもたない人の投稿
- 上記(1)(2)(3)に該当する投稿希望者がある場合は、担当編集委員が投稿の可否を決定し、投稿希望者に通知する。担当編集委員で判断できない場合には、教養教育研究会委員会を開いて投稿の可否を決定する。
- 投稿原稿の掲載に際しては、(1)の場合の原稿料は1篇分とし、(2)(3)の場合の原稿料は支払われない。また、(1)(2)(3)いずれの場合も抜き刷り50部までは無料とする。
- 投稿者は、第三条の〔原稿の形式〕を厳守し、第四条の〔原稿の申し込み〕の時に委員会の提示する「投稿票」用紙に必要事項を記入のうえ添付して投稿する。
- 投稿された原稿について担当編集委員から検討の申し出があった場合は教養教育研究会委員会を開き、委員会名において訂正を依頼したり投稿を断ることがある。

●第六条「図版・カラー写真の掲載」については、紀要作成予算の範囲内と見なされる場合、その採否は紀要編集委員の決議にゆだねるものとする。ただし、予算の範囲を逸脱する、あるいは採否の決議が困難の場合は教養教育研究会委員会を開催して、決定することとする。

(注) 教養教育研究会が本会正会員の著書・論文等について書評を依頼する場合は、原稿料を支払うこととする。

令和5年2月18日 印刷
令和5年2月25日 発行

(非売品)

愛知学院大学論叢
教養部紀要第70巻
第1・2合併号 (通巻第201号)

編集責任者
佐々木 真

発行者 愛知学院大学
教養教育研究会
〒470-0195

愛知県日進市岩崎町阿良池12
電話 〈0561〉 (73) 1111 (代表)

印刷所 株式会社 あるむ
電話 〈052〉 (332) 0861

THE JOURNAL OF AICHI GAKUIN UNIVERSITY

Humanities & Sciences

Vol.70 No.1, 2
(Whole Number 201)

C O N T E N T S

Articles

- Shinichi MATSUI : The Effect of Sibling Structure on Childcare Support:
Which Children are Supported by Their Parents? (1)
- Kenshū SUGAWARA : A Study on the Ceremonies to Inherit Buddhism in Soto Zen Buddhism in Early Modern Japan
—Attached is a Reprint of the Document “Fuhoudojogiki-narabini-syobenryogu”— (46)
- Aya NAKAMURA : About the Translation of Nishida Isoku:
A Phase of Chinese Novel’s Translation in Japanese Early Modern Times (26)

Published
by

Aichi Gakuin University
Nagoya, Japan
2023